

昭和二十七年三月

福岡縣史蹟名勝天然記念物調查報告書

第十六輯

史蹟之部

福岡縣教育委員會

一貴山銚子塚古墳の調査報告書

小林行雄
有光教一
森貞次郎

發刊のことば

先秦文化の殘照がこの島國に光被して、日本文化のあけぼのが訪れて以來、古代統一國家の成立と發展の時代に至る迄の、古代史に於ける北九州、就中福岡縣の古代文化史上に於ける地位は極めて重要であり、その考古學的調査が高い價值を持つ所以も亦ここにある。

本教育委員會は昭和廿五年三月、日本考古學協會との協同で、糸島郡一貴山村銚子塚古墳の發掘調査を行い、よく所期の目的を達する事が出來たが、その後の整理は京都大學に於て梅原末治博士のもとで調査主任小林行雄氏によつて行われ、今般同氏による學術報告書の完成を見たことは喜びにたえない。

その報告の出版は、日本考古學協會古墳調査特別委員會が文部省大學學術局に申請した研究成果刊行費の補助金によるものであり、福岡縣教育委員會は特に日本考古學協會古墳調査特別委員會委員長梅原末治博士の厚意と、文部省大學學術局の諒解とにより、この報告書を特に増刷して、福岡縣文化財調査報告書第十六輯として出版することになつたのである。

一貴山村銚子塚古墳發掘調査の端緒となつたものは、昭和二十二年末に於ける九州考古學會員中原志外顯氏の踏査報告である。當時日本考古學協會に於て古墳調査特別委員會の調査員を囑託されていた縣調査員森貞次郎氏は、この古墳が學術上極めて重要な古墳であり、また内部構造が未だ殆どそのまま存在していると推定、且つ崩壞のおそれあるため早急に調査す可きことを提唱し、その具體的計畫を提案したのであつた。

福岡縣教育委員會は、當時社會教育課史蹟名勝天然記念物保存係有光教一を主任調査員とし、同係麻生繁樹を渉外係、森貞次郎を調査員として、京都大學考古學教室小林行雄氏、同大學寫眞技師高橋猪之介氏を迎えて共同調査を行つたのである。

本報告書の刊行に當り、この發掘調査の終始につき御骨折りをかけた日本考古學協會古墳調査特別委員會委員長梅原末治博士、同委員小林行雄氏、特に絶大な御厚意と御援助を賜わつた地主滿生利彦氏御一家をはじめとし、一貴山村村長古川貫一氏、田中部落長有田泰久氏及び部落一同の方々、夜警の勞を取られた田中部落消防團の方々、更に豫備調査又は本調査に於て直接協力を頂いた福岡高等學校生徒諸氏及び糸島高等學校教官生徒諸氏に深甚の謝意を致したい。

昭和二十七年五月

福岡縣教育委員會

教育長 中尾莊兵衛

序 言

古代文化の闡明の上に古墳墓の占めてゐる重要性は、目星い住居關係の遺構に乏しい我が國の場合に於いて特に著しいものがある。而もその古墳墓の規模に他の國に勝るものが多く、また構造の上に豊かな特色を具へてゐるところから、我が上古を一般に古墳時代と呼んで、日本考古學中の原史時代の主な調査研究の對象となつてゐるのは周知の如くである。併し古墳そのものの學術發掘となると、從來の特殊な史觀に基く、皇室御陵墓になほ確定せないものがあると言ふ單なる理由で、専門家に對してもそれが禁ぜられて、爲に研究の資料を偶然の發見に俟つの外ない狀況に置かれたのであつた。この大きな缺陷が過般の敗戦を契機として、學術調査に就いての自由を得ることになつたのは、古墳の持つ重要な意味からして、劃期的な事實と云ふべきであらう。日本考古學協會は、右の機運に乗じて、我が古墳墓の學術研究を促進させる爲に、その結成に引きつづき、うちに古墳調査特別委員會を設けて、種々協議を行ふた上、關係學者が協同して綜合調査を行ふ方針を確立したのであつた。それが學術研究會議の理解と助成とに依つて昭和廿四年度から事業を開始することになつたのは、先づ以て同會議に對して謝意を表はすところである。

さて協會の古墳調査の事業は、先づ全國に數多い古墳關係遺跡の臺帳カードと分布圖の作成と云ふ基本的な仕事に重點を置いたことではあるが、同時に宮内廳書陵部の諒解の下に、歴代の御陵墓に就いても部分的觀察を行ふ便宜を得るやうになつたので、上代の陵墓に關する考究を行ふことにし、また重要な遺跡の學術發掘をも行う方針を樹てた。かくて第一年度では右の後者に就い

ては、土木工學者の協力を得て、世界で最も大きい外形を持つた應神・仁德兩天皇陵と、それにつづく履中天皇陵の封土の容積を算定して、これ等の營造に關する考察に新たな基準を與へることになつたのであり、また個々の重要な古墳の學術發掘も、本書録する福岡縣糸島郡一貴山村銚子塚古墳の調査を實施して好果を擧げたのであつた。

銚子塚古墳は完好な前方後圓形をしたもので、幸に完形を存して來たが、近年土砂の崩壊で、後圓の一部に石室が露はれたことから、破壊に先立つ調査が要請されるやうになつた。私は昭和廿三年六月末、實地に臨んで、土地所有者滿生利彥氏の好意の下に、その調査の實施を考へたのであつたが、爾後それが地許の福岡縣との協同で作業を行ふ方針に依つて具體案が作製せられ、年度末の昭和廿五年三月に實施を見たのである。調査は古墳調査特別委員會の委員の一人たる小林行雄君を主査として、福岡縣側からは有光教一、森貞次郎等の諸氏が參加し、滿生利彥氏以下地方有志の援助の下に十三日間に亙る作業で、よく所期の目的を達することが出來た。その後出土品は京都大學に齎されて、小林君が引續いて整理に當り、かくしてここに學術調査にふさはしい報告書が完成されたのである。

私は調査の行はれた當時なほ大患後の靜養中であつたので、親しく發掘に參加することは出來なかつたが、京都大學に於ける出土品の整理に當つて、鏡のうちに佐賀縣東松浦郡谷口古墳出土鏡と同范品のあることを知つて興味を感じたことであり、更に兼々注意してゐた鍔金鏡の存するところが確められるに及んで一層關心を高めた。また調査の際の周密な注意からする石室本來の構造なり埋葬狀態に就いての小林君の想定にも、眞の學術發掘に依る成果として共感を覺えた次第

である。そこでこの成果の發表の速ならんことを希望し、文部省大學學術局に研究成果刊行費補助金の交付を請ふたところ、幸にそれが認められて、ここに發掘調査と不離の關係にある報告書の公刊を實現することが出來たことは欣快に耐へない。この書が古墳研究の新たな出發の一つの道標として、今後の調査に寄與することを期待するものである。

この報告書の刊行に當つて、日本考古學協會の本事業擔當者の一人として、私は如上の關係各位に深甚なる謝意を表すると共に、終始事に當つて調査の首尾を全くした、小林君の勞を明記したい。

昭和廿七年三月十日

日本考古學協會古墳調査特別委員會委員長

京都大學教授

梅 原 末 治

福岡縣糸島郡一貴山村田中銚子塚古墳の研究

目次

前篇

第一 序 説	一
第二 古墳の位置と現状	六
第三 石室の構造	九
第四 遺物の配列	一四
第五 遺物各説	二二

後篇

第一 遺蹟に關する考察	三三
第二 鐵製素環頭大刀について 遺物に關する考察(一)	四二
第三 三神三獸獸帶鏡について 遺物に關する考察(二)	五五
第四 後 論	六四

圖版目次

第一	西方より見た銚子塚古墳外形(高橋寫眞)……………	本文對照頁 七
第二	銚子塚古墳外形現狀實測圖(有光・森・小林實測、小林製圖)……………	七八
第三	(1) 豎穴式石室内に天井部板石の落下してゐる状態(高橋寫眞)……………	一一・一二
	(2) 豎穴式石室の底部の石敷をあらはした状態(高橋寫眞)……………	九・一〇
第四	銚子塚古墳石室實測圖(森・小林實測、小林製圖)……………	九・一一
第五	銚子塚古墳石室内部實測圖(小林實測製圖)……………	九・一〇・一九
第六	豎穴式石室内遺物出土状態(高橋寫眞)……………	一四・一六
第七	(1) 豎穴式石室内刀劍出土状態(高橋寫眞)……………	一六
	(2) 豎穴式石室西半部の敷石をあらはした状態(高橋寫眞)……………	二〇
第八	豎穴式石室の内外における遺物配置圖(森・小林實測、小林製圖)……………	一四・一八
第九	(1) 豎穴式石室内における鏡および玉類の出土状態(高橋寫眞)……………	一四・一五
	(2) 同上 玉類出土状態(高橋寫眞)……………	一四・一五
	(3) 石室外における鎗の出土状態(高橋寫眞)……………	一八・二三
第一〇	(1) 豎穴式石室南壁に天井部板石の附着してゐる状態(高橋寫眞)……………	九・一二
	(2) 清掃後の豎穴式石室南壁(高橋寫眞)……………	九・一〇
第一一	(1) 敷石を露出させた豎穴式石室全景(高橋寫眞)……………	九・一〇

第一二	(1) 鍍金方格規矩四神鏡 (2) 長宜子孫內行花文鏡(高橋寫眞)	三・三
第一三	(1) (2) 有銘三神三獸獸帶鏡 同范鏡二面(高橋寫眞)	三・西
第一四	(1) (2) 三神三獸獸帶鏡 二種二面(高橋寫眞)	四・天
第一五	(1) (2) 三神三獸獸帶鏡 同范鏡二面(高橋寫眞)	四・天
第一六	(1) (2) 三神三獸獸帶鏡 同范鏡二面(高橋寫眞)	四・天
第一七	(1) 勾玉及管玉 (2) 鐵鏃(高橋寫眞)	二六・二七・三
第一八	銚子塚古墳出土刀劍類(高橋寫眞)	二七・三

挿圖目次

第一圖	糸島郡前方後圓墳分布圖(森貞次郎氏調査・小林製圖)	三
第二圖	銚子塚古墳附近地形圖(地理調査所五萬分一地形圖「前原」圖幅分載)	六
第三圖	銚子塚古墳附近地籍圖	七
第四圖	銚子塚古墳復原圖(小林)	八
第五圖	石室天井部構造復原圖(小林)	三
第六圖	前原町神在横嶽古墳横穴式石室奥壁(高橋氏寫眞)	三
第七圖	前原町加布里釜塚古墳横穴式石室 (1) 玄室前壁 (2) 玄室奥壁(高橋氏寫眞)	三・三
第八圖	周船寺村丸隈山古墳横穴式石室(高橋氏寫眞)	三

第九圖	肥前國東松浦郡玉島村谷口古墳發見三神三獸鏡(梅原博士拓本).....	二四
第十圖	銚子塚古墳發見勾玉實測圖(小林).....	二六
第十一圖	銚子塚古墳發見刀劍類實測圖(小林).....	二九
第十二圖	銚子塚古墳發見鐵鏃實測圖(小林).....	三二
第十三圖	銚子塚古墳發見土師器實測圖(小林).....	三三
第十四圖	各地發見異形勾玉實測圖(梅原博士及杉本君原圖).....	三三
第十五圖	大和國北葛城郡浮孔村三倉堂發見木棺復原圖(岸熊吉氏復原圖による).....	三六
第十六圖	大和國生駒郡都跡村佐紀衛門戸古墳遺物配列狀態略圖(眉川書による).....	三八
第十七圖	筑後國八女郡下廣川村一條石人山古墳外形實測圖(原田仁君測量).....	四二
第十八圖	(1) 出雲國能義郡荒島村荒島大成古墳發見鐵製素環頭大刀實測圖(梅原博士原圖) (2) 朝鮮平安南道大同江面道濟里第五〇號墳發見鐵製素環頭大刀實測圖.....	四三
第十九圖	三神三獸獸帶鏡の諸鏡式.....	六〇・六一
第二十圖	同範鏡出土古墳相互關係一覽圖(小林).....	六二
第二十一圖	銚子塚古墳堅穴式石室北側外壁の構造(小林寫眞).....	六六

(榎本龜次郎氏原圖).....

前篇

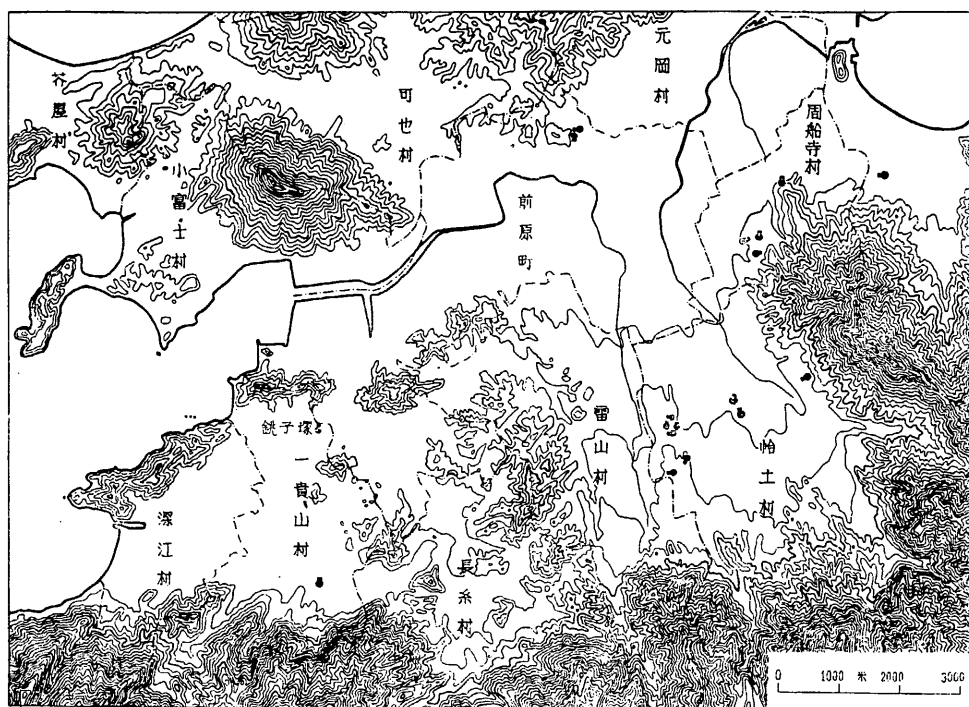
第一序 說

筑前の西端を占めて玄界灘に面する糸島郡地方は、背振山・金山・雷山・羽金山などの、七〇〇乃至一〇〇〇米の諸峯を連ねた背振山塊によつて、南は筑後・佐賀の平野地帯との交通を絶たれ、東は金山から北に延びた飯盛・高祖の諸山によつて、筑前東部の諸郡から隔てられてゐるために、近代の産業經濟の面には、はなばなしい役割を與へられず、福岡縣の一郡としては、必ずしも世に知られた地方ではない。しかし、博多灣と唐津灣とを分つて突出した志摩半島と、背振山塊との間に介在して東北に走る地溝地帯に、かつて榮へたと考へられる伊都國の名は、いやくも日本の古代史に關心をもつほどの人々の間には、忘れることのできない存在である。その伊都すなはち怡土郡が、志摩郡を併合して成立したものが、今日の糸島郡にほかならないのである。

怡土地方がその東西に隣してゐる那珂・松浦兩地方とならんで、早くから特殊な文化地域を構成しえた理由は、一にその地理的位置が半島の南岸と相對向する關係にあり、彼我の交通の據點となるにふさはしい條件を備へてゐたからであらうと考へられる。事實、精白鏡その他の前漢鏡を含んだ三十數面の鏡鑑と、穀粒文・硝子壁や銅利器の多數を藏した怡土村三雲・南小路の甕棺^①や、漢中期の四神鏡類二一面を出した怡土村井原・鍵溝の甕棺^②など、一世紀前後における大陸製品の輸入の盛大さを物語る彌生式時代の遺蹟も、この地方には乏しくないのである。また『魏志倭人傳』に錄され

た三世紀の日鮮航路が、一支(壹岐)から末盧松浦を経て伊都(怡土)に達し、しかも伊都は當時戸數において他に劣るにもかかはらず、ここに特に一大率を置くといひ、また郡使の往來して常に駐するところなりと傳へられてゐるのも、この地方が對外交通の要衝として、きはめて重視せられてゐたことを示してゐる。下つては推古十年(六〇二)に來目皇子が新羅遠征の將軍として筑紫に駐屯し、船舶を聚め軍糧を運んだと記されてゐるのも、嶋郡すなはち糸島郡北部の地であつたのである。あるひはまた、天平勝寶八歲(七五六)に工を起してより、神護景雲二年(七六八)に竣成を見るまで、その構築に十數年の年月を費したと傳へる怡土^⑤城の遺蹟も、この地の高祖山の西斜面に遺存してゐる。かうした八世紀代の邊境防衛施設の一つが、怡土郡の地に置かれねばならなかつたといふのも、あへて刀伊の賊の怡土郡への來寇(一〇一九)を引證するまでもなく、ここが異國の軍隊の上陸地としても、きはめて目をつけられやすい土地であることが知られてゐたためにほかならないのである。

さてこの地方は、かくの如くその地理的條件の優利性によつて、早くから大陸文化の攝取においては他に先んじてゐたとしても、やがて畿内を中心として興起した古墳時代文化の受容に對しては、一見不利な邊疆の地域に當ることになるのであるが、はたしてそれはいかなる状態を示してゐるであらうか。仲哀紀八年の條に天皇の筑紫行幸に際し、伊觀縣主祖五十迹手^{いそとて}が五百枝賢木に玉鏡劍をかけて船の舳艫に立て、穴門の引嶋に迎へてこれを獻じた物語を傳へてゐるのは、その家系を新羅王族の裔孫に結びつけて誇らうとした彼等もまた、早くから大和の政權に服屬してゐたことを意味するものであるかも知れないが、これを一の史實として受けとるには、相當の吟味が必要



第一圖 糸島郡前方後圓墳分布圖 (森貞次郎氏の調査による) Fig. 1.

である。いまこれを考古學上から見ると、郡内には怡土村八基、周船寺村四基、一貴山村及び前原町各二基の前方後圓墳の存在^⑥が知られて居り(圖第二)、そのうちの約半數は、少なくとも外形においては前方部の狹長な、前方後圓墳としては古い形式に屬してゐる。しかし、それらの古墳はほとんど學術的な調査を経てゐないために、從來その内容の多少知られた古墳の中で、この地方で比較的古い年代を與へうるものとしては、周船寺村丸隈山古墳^⑦の如きを舉げるほかはなかつた。しかも前方後圓墳の墳形を有し、副葬品中に巴形銅器や仿製鏡を含むとはいへ、横穴式石室を内部構造とするこの古墳の實年代は、五世紀以前に遡らせて考へることは困難であらうと思はれるのである。換言すれば、畿内的な古墳時代文化の遺蹟としては、糸島郡地方にはまだ五世紀以前に遡りうることの確實な古墳の存在は立證されてゐなかつたのである。^⑧

それはまた、魏志の記載を除くならば、彌生式時代より五世紀まで、數世紀にわたる考古學的暗黒時代の介在を、糸島郡の古代史の上に承認せねばならないといふことになるのであつた。

昭和二四年四月、日本考古學協會内に設けられた「古墳調査特別委員會」が、その第一年度の事業の一つとして、福岡縣史蹟調査委員森貞次郎氏の提案にもとづき、本銚子塚古墳の發掘調査を計劃したのは、この古墳の内部主體の一部が、過般の戰時中に防空壕の設置を機縁としてすでに露出してゐて、同年六月末梅原委員の實査に依つて、調査の急を要するといふ事態が確められた外、以上のやうな見地から、特に糸島郡地方における古墳の調査の必要が痛感せられたからにほかならない。

かくて本古墳の發掘は、日本考古學協會と福岡縣との共同調査として、昭和二五年三月一四日より二六日まで、約二週間にわたつて遂行せられ、有光教一・森貞次郎兩氏の参加と、高橋猪之介氏の協力とを得て、委員小林が主査として事に當つたのである。この間、福岡縣當局ならびに一貴山村の公私各方面の援助と、糸島高等學校學生諸君の助力とを受けたことは多大であつた。^⑩特に古墳所在地の所有者である滿生利彦氏一家の理解ある支援は、調査者一同の深く感激したところであつた。その結果は幸にして遺物においても遺蹟においても、特記すべき新知見を得たので、ここに調査の事實を記載し、あはせて若干の考察を試みて調査者の責務を果たすとともに、被葬者の靈をなぐさめたいと思ふ。

註①青柳種信『筑前國怡土郡三雲村所掘出古器圖考』（文政六年稿）参照。

本書は『京都帝國大學考古學研究報告』第十一冊（昭和五年刊）に、

富岡氏藏の寫本が復刻掲載されてゐる。

②いま、そのうち十八面が、いづれも方格規矩四神鏡の系統に屬するも

のであることが判明してゐる。梅原末治博士「筑前國井原發見鏡片の復原」『史林』第十六卷第三號、昭和六年、『日本考古學論攷』（昭和十五年刊）所收。なほ以上二遺蹟については森本六爾「筑前三雲・鏡溝・二日市三遺蹟の考古學的研究」、『柳國古器略考・銚子之記』解説、

昭和五年刊)なる論文がある。

③『魏志倭人傳』において伊都國がいかに重視されてゐるかを示すために、左にその一節を掲げて置く。

「(前略) 又南渡一海二千餘里。名曰瀚海。至一支國。官亦曰卑狗。副曰卑奴母離。方可三百里。多竹木叢林。有三千許家。差有田地。耕田猶不足食。亦南北市糴。

又渡一海二千餘里。至末盧國。有四千餘戶。濱山海一居。草木茂盛。行不見前人。好捕魚鰕。水無深淺。皆沈沒取之。東南陸行五百里到伊都國。官曰爾支。副曰泄謨。柄渠。有千餘戶。世有王。皆統屬女王國。郡使往來常所駐。東南至奴國一百里。官曰兒馬。副曰卑奴母離。有二萬餘戶。(下略)」。

「(前略) 自女王國以北。特置一大率。檢察諸國。諸國畏懼之。常治伊都國。於國中有一如刺史。王遣使詣京都。帶方郡。諸韓國。及郡使倭國。皆臨津搜露。傳送文書賜遺之物。詣女王。不得差錯。(下略)」。

ただし『魏志倭人傳』の記述がそれによつたと考へられてゐる『魏略』の逸文には、「東南五百里。到伊都國。戶萬餘。置曰爾支。副曰洩溪。柄渠。其國王皆屬女王也。」とあるから、『魏志倭人傳』の千餘戶は萬餘戶の誤であるといふ見方も成り立つわけである。しかし、それでも奴國の二萬餘戶にはるかに及ばない。

④『日本書紀』卷第二二、推古天皇十年の條。

⑤『續日本紀』卷第十九、孝謙天皇天平勝寶八歲六月

「甲辰、始築怡土城、令大宰大貳吉備朝臣眞備專司其事焉。」

『續日本紀』卷第二九、稱徳天皇神護景雲二年二月

「癸卯、筑前國怡土城成。」

⑥『日本書紀』卷第八、仲哀天皇八年の條。なほ、『筑前國風土記』逸文に「五十跡手奏曰、高麗國意呂山自天降來日杵之苗裔、五十跡手是也。」とある。

⑦森貞次郎氏の調査による。

⑧島田寅次郎「丸隈山古墳」(『福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第一輯、大正十四年刊)。

⑨小林行雄「古墳時代における文化の傳播(下)」(『史林』第三卷第四號、昭和二五年)において、丸隈山古墳の年代觀を述べておいた。

⑩現在糸島高校に保管されている福吉村鹿家・長須隈出土の舟形石棺は、あるひはその年代を五世紀以前に比定しうるものかと思はれるが、發見當時すでにまったく副葬品を失つてゐたといひ、遺物によつて積極的にそれを論證することができないので、ここでは取り上げないことにした。この石棺については、島田寅次郎「石器と土器・古墳と副葬品」(『福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第十三輯、昭和十四年)に「彫刻せる石棺」と題して簡単な記載があるほか、岩波寫真文庫『金印の出た土地——北九州の歴史——』(昭和二十六年刊)四一頁に寫真がある。

⑪ここに調査に際して御世話になつた方々の芳名を録して感謝の意を表したい。

福岡縣教育廳社會教育課長 古賀克孝氏、同課 麻生繁樹氏

一貴山村長 古川貫一氏、田中區長 有田泰久氏、田中婦人會長 有

富ふじ子氏。古家治一氏、滿生達雄氏、篠崎みや子氏、滿生久代氏、

滿生和子氏。

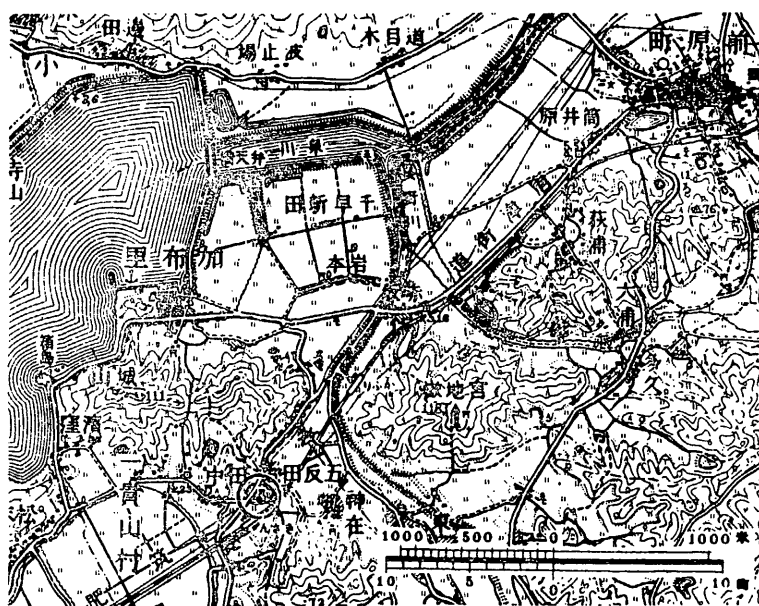
糸島高等學校 波多先生、水山先生。清水鐵生君、大塚茂美君、片峯泰二君、城國正典君、吉村具視君、堤健君、佐藤博孝君。

なほ田中警防團員、田中婦人會員及び一貴山村民各位に對し、厚く御禮を申し上げたいと思ふ。

第二 古墳の位置と現状 (圖版第一・第二)

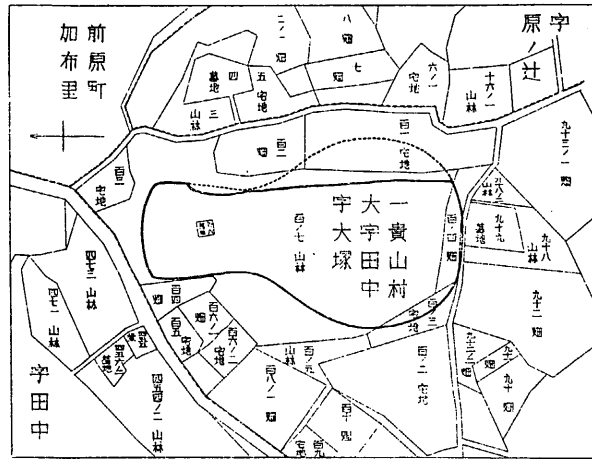
地理調査所五萬分一地形圖〔前原圖福を擴げると、糸島郡の中心ともいふべき前原町の西南四軒の位置に、唐津灣岸から一軒餘り隔たつて、一貴山村田中といふ丘沿ひの小村落が見出されるであらう(圖第二)。本銚子塚古墳の所在地である小字大塚は、その大字田中の東端が、前原町大字加布里と境を接するところに當り、洪積臺地上に古墳を繞つて十數個の人家の並んでゐるのがそれである。丁度この古墳の南側を、臺地を鑿開して筑肥線の鐵道が通じてゐて、古墳の西南約二〇〇米のところに設置された一貴山驛からは、その後圓部を指呼の間に眺めることができるが、博多から唐津街道をバスでくれば、墳上の松樹は約一五軒の彼方から望見しうる。

現在村民はこの古墳の名を銚子塚と稱し、金の銚子



第二圖 銚子塚古墳附近地形圖 Fig. 2.

が埋まつてゐるなどといふ傳承を伴ふてゐるが、大塚といふ小字名は、古墳の實名としては用ひられてゐない。銚子塚の名稱が示すやうに、古墳の外形は前方後圓墳の形制により、前方部をほぼ正北に向けて、臺地上に築成せられたものである。地籍圖(圖第三)には墳丘全體が小字大塚百番地の七、



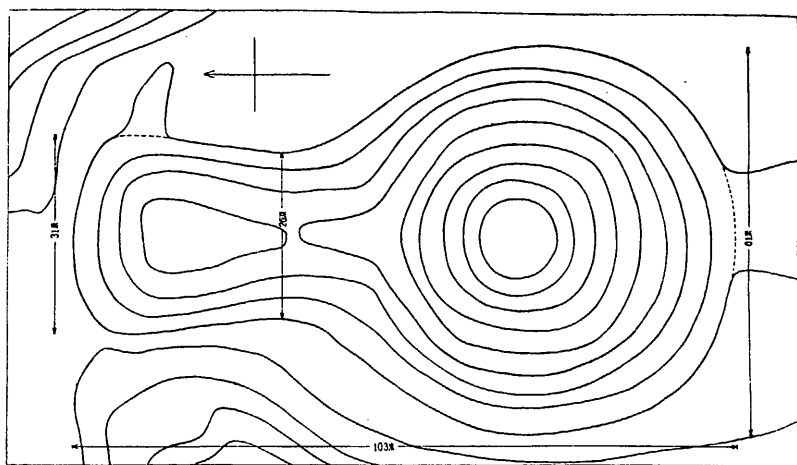
第三圖 銚子塚古墳附近地籍圖 Fig. 3.

山林と記されてゐるが、墳丘上には伐採をまぬがれた樹齡八十年の松樹がここかしこに聳え、後圓部の南斜面の一部に檜の植林があるほかは、一帯に灌木を交へた草地でおほはれてゐるので、墳形の特徴は一見して容易に看取することができ(圖版第一)。

ただ、前方部の北側と後圓部の南側とは、それぞれ掘割道路によつて墳丘の境界まで掘鑿せられ、東西兩側は民家の敷地として一部が削平せられてゐるので、墳形の舊狀は完全には見ることができず、特に明治四十年代に土地の所有者たる滿生家の住宅建築の際に行はれた、後圓部東側の大規模な掘除と、墳丘を横斷する通風溝の開鑿によつて、後圓部の變形の程度はややばなはだしいものがある。

いま、調査に際して作成した測量圖(圖版第二)によつて、墳丘の規模を算出すると、全長一〇三米、後圓部復原徑六一米、前方部幅三一米、後圓部高約九米、前方部高四米といふのが、ほぼ本來の形狀ではなかつたかと推定されるのである(圖第四)。ただし、圖上の測定は墳丘の基底が同一平面上に置かれてゐたことを假定して行うたために、本來の工事の範圍は、平面形の長さにおいて五、六米廣く、高さにおい

て一米ばかり高くあつたかもしれないのである。以上の様な各部の比例で示されるこの古墳の



第四圖 銚子塚古墳復原圖 Fig. 4.

外形は、前方後圓墳としては前方部の低く狭い型式に屬してゐるといふことができるが、しかもその型式の中では、柄鏡式と稱される様な、前方部の狭長な形とは對照的な、むしろ前方部の長さが比較的短く作られてゐるといふ類に入るべきものである。また、その前方部の上面は、柄鏡式の古墳の場合の様に、くびれ部から前方部端までつづいた一定の幅の平坦面を形作らず、前方部端では認められる平坦面が、くびれ部の近くでは狭くやせた感じになつてゐることも、あはせ指摘すべきであらう。

全長一〇〇米といへば、前方後圓墳としてはすでに規模の小なるものの類には入らないが、それにもかかはらず、本銚子塚古墳では現状においては墳丘の築成に段を設けた形迹を認めることができない。また、周圍の地形や、後圓部及び前方部における數ヶ所の試掘地點^①における觀察の結果から推察すると、墳丘はほとんどその基底から人爲的に土を盛つて作られたものと思はれるが、その土砂の採掘地も、古墳の周りの空濠その他の遺構としては見出されない。なほ、墳丘の表面には葺石や圓筒埴輪の類の外部施設を行つた事實も確認することはできなかった。ただ、わづかに後圓部頂上の石室附近の封土中から、點々として土

師器の小片が発見されたことをもつて、もしそれが採土地においてすでに混入してゐたものではないとすれば、墳丘上における唯一の葬喪儀禮の名残りとせねばならない。

註①一貴山なる村名はおそらく山名から出たものであらうが、一貴の二字

字については、『和名抄』に「怡土郡石田郷、訓伊之木」とあるのに

かけて解釋しようとする説が行はれてゐる。吉田東伍『大日本地名辭

書』（明治四〇年刊）にも、「一貴山、今村名にも呼ぶ、長野郷の西に

接し、其南嶺即一貴山なり、夷鏡寺と號する古刹あり、和名抄、怡土郡

石田郷は田疑ふらくは木の誤にして、一貴は石木の訛にや。」とある。

②前方部の試掘は、三月十七日に中軸線上に八ヶ所の斷續した試掘坑を

設けて行つたが、前方部より第二番目の坑内にまばらな礫層の存在を

見出したのみで、他には注意すべき變化を認めなかつた。ただしこの

礫層は、地籍圖にその附近が墓地として記入されてゐることと關聯が

あるのではないかと思はれる。

第三 石室の構造（圖版第三——第二）

本古墳の内部主體をなす石室は、ほぼ後圓部の中心にあつて、後圓丘を横斷する通風溝の南側斜面の上部に、前年の大雨の際に土砂が崩れ落ち、側壁の一部を露出したことによつて、その存在が注意せられるにいたつたものである。發掘せられた石室の長軸線は、古墳の中心線と必ずしも直交せず、約六〇度の偏角をもつて斜交してゐるが、これは後に述べる様に、築造中のゆがみも影響してゐることであつて、後圓部の現状から見ると、そのためにこれと並んで他の埋葬設備が残存してゐることを想像する理由にはならないと思はれる。

さて、この石室は堅穴式石室の一種に屬せしむべきもので、黒雲母花崗岩^①の丸石を以て、内法の長さ三米四〇糎、幅一米四〇糎の廣さに築かれ、ほとんど垂直に近く積まれた壁の高さは六、七〇糎あ

る(圖版第四・第一〇)。ただし、かういふ石積みの空間は、まづ墳丘の盛土の上に、長さ、幅ともそれよりも約三米ほど広い範圍にわたつて設けられた、丸石一重並びの石敷を基盤とし、その上に北邊では一米四〇糎、西邊では九〇糎の厚さに積み上げた、厚い石築の壁體の内面によつて構成されたものである。したがつて、實際に構築された石室の外壁から外壁までの大いさは、長さ五米二〇糎、幅四米二〇糎に達するものと推定される。また、石室の長邊では、壁基礎の第一石を、内壁面よりも二、三〇糎内方に突出させて置いた上に、壁積みを行つてゐるので、それを加へると、敷石面から壁上端までの高さは七、八〇糎になる。なほ、兩側壁の壁基礎石の間に、一段低く残された石室内部の敷石面には、徑五糎程度のこまかい割石が、敷石の空隙を埋めるやうにまかれてゐた(圖版第七)。

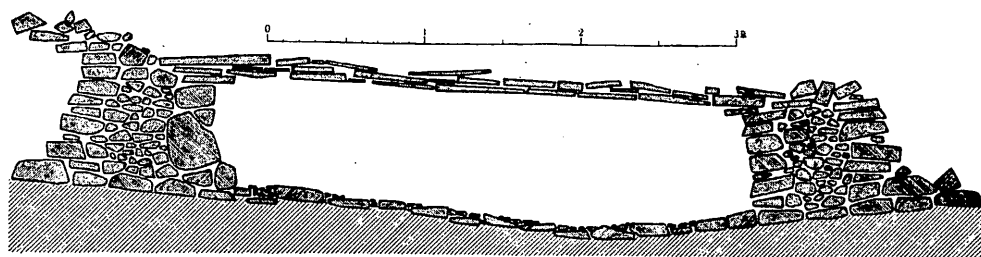
石室の四周の壁積みは、その内外兩面のみを粘土等の補助材料を用ひずに丸石で積み、その中間は徑一〇糎乃至二〇糎の割石を詰めて作られたものであつて、そのために外壁は比較的よく保存されてゐるが、内壁は石室天井部の落下につれて、かなり崩壊してゐた。もつとも四方の内壁のうち、南壁のみが松樹の根によつて支へられた姿で損傷の度が少ないのは(圖版第一〇)、この部分には割石の代りに丸石を多く充填した構造の相違によるものであつて、必ずしも松の樹齡から考へられるわづか數十年間の特殊事情によるものではなかつたやうである。

なほ、われわれは時間の關係で、わづかに北、西兩邊の一部についてのみ、石室外面の調査を行つたにすぎないのであるが、その結果判明したところによると、下部の基盤敷石は西、北二邊がほぼ直角に交はる直線的な輪郭をもつたものであるにかかはらず、その外縁の方向は石室を構成する壁積みの外面と平行せず、そこに二〇度内外の偏差を生じてゐることが知られた(圖版第四・第一一、二)。東、南兩邊の

状態が未調査であるために、いかなる理由でさういふ状態が作られねばならなかつたかについて、適確な推論は下しえないが、これは基盤の敷石工事の際と、石壁構築の際との間において、石室の方向が少しく變更された結果によるものと見るべきであらう。

さて、以上のやうな石室の上部を被覆するための構造としては、普通の竪穴式石室において、左右の壁の上にまたがるだけの長さの石を、いくつか並べて架けられてゐるやうな、いはゆる天井石なるものは、この石室には見出されなかつたのである。ただしこの場合、はじめから上部の被覆に石材が用ひられなかつたとか、あるひは天井石がすでに運び去られてゐたとかいふのでなく、實は兩壁の上に直接に架け渡すにはあまりにも小さい板石を數多く用ひて、何等かの方法で上部を被覆してあつたものと判斷されるのである。これらの板石は、石壁の用材とはちがつた、玄武岩^⑤の厚さ二糎から八糎位までのもので、比較的大きいものでも長さ八〇糎、幅三〇糎程度であり、石室の底面に二、三重にかさなつて一面に落下してゐるばかりでなく、(圖版第三、第四)四方の内壁に沿つて、あたかもそこに垂直にはりつけられてゐた様な状態でも殘存し、(圖版第一〇一)壁に接したものの中には、板石と壁との間に部分的に粘土が厚く固着してゐるものもあつた。

發掘開始後第二日目に、この散亂した板石の状態を發見した時には、それが石質、形狀ともに普通の竪穴式石室の壁材と一致するところから、盜掘によつて崩壞した石室の殘材であらうかとの懸念をいだいたのであるが、除土作業の進むにつれて、石室の形に従つて中凹みに落下した状態から、單なる周壁の崩れたものではないことを判斷しうるにいたつた。かつ、丸石積みの石壁上面にも、粘土を平に敷いた上に内壁縁に沿ふて一列に、同じ板石が二枚位積み重ねてあることがわかつた。



第五圖 石室天井部構造復原圖 Fig. 5.

ので、これが本來天井部に用ひられたものであることが確實となり、石壁内面に粘土で貼りつけられてゐる様に見えたものも、石壁直上から落下したものであることが判明した。しかし、石室内部を中空に保つ場合を考へて、これらの板石でその上部を被ふ方法を想定することは困難であるやうに思はれた。そこでこの問題を解決するために、調査終了後、これらの板石を全部石室の底面に敷きつめて見たところ、ほぼ一重に敷きつめて、しかる後その間隙をかくす程度に、その上に二重目をかさねうるぐらゐの量よりないことがわかつた。この結果によると、これだけの板石を以て塼築墳に見る様な迫持式の天井を架するには、用材がはなはだしく不足することが明かである。したがつて、中央部の高さを壁際とほとんど變へることなく、水平に近く積む方法より許されないのであるが、それに四隅や長邊の要所要所で、長い石を水平に持ち出して梁とし、その上に板石を並べる方法が不可能ではない。ところが實際の板石の落下状態は、この様な壁面から突出した長い石材の使用の形迹がなく、壁面に沿ふて發見された長材はすべて壁と並行に使用されてゐる事實が、この方法の可能性を否定するのである。したがつて、残された方法としては、石材以外のもので下方から支へた上に、板石を平に敷きつめる場合の他は考へやうがないことになる。すなはち實際には、この石室の上部の被覆方法としては、石室内に收められた木棺を利用してその蓋の上に板石を敷き並べ

Fig. 7. Two Interior Views of the Stone-Chamber of "Kama-zuka" Mound, Maebaru-Cho.



(1) 玄室前壁



(2) 玄室奥壁

たものであらうと判断するほかはないのである。本石室内に木棺が収められてゐたであらうことは、次節に述べるやうに、棺材とおぼしき木片の残存、その他の理由によつて、立證されるところである。

註①背振山塊はこの種の花崗岩から成る。したがつて本古墳の附近において花崗岩を入手することは比較的容易であつて、南方に近接する前原町大字神在小字横嶽の地内には、花崗岩の巨石を以て構築した横穴式石室(第六圖)がある。



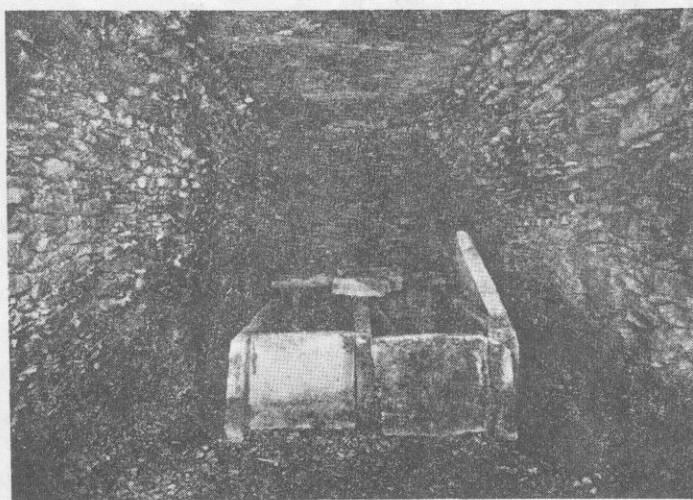
第六圖 Fig. 6.
前原町神在横嶽古墳横穴式石室奥壁

②圖版第五の石室平面圖はこの割石を東半部にのみ圖示し、西半部はそれを除いて敷石を露出した状態を表はしてゐる。同様に圖版第四の平面圖は割石を全部取り去つて描いてある。また圖版第四の東西斷面圖は天井石を取り出す前の状態であり、南北斷面圖はすでにそれを除いて描いてある。調査の異つた段階において作られた圖を組み合はせて

第三 石室の構造

用ひたからである。

③糸島郡の北半、志摩半島にあつて筑紫小富士の名をもつ可也山は、玄



第八圖 周船寺村丸隈山古墳横穴式石室 Fig. 8.

武岩から成つてゐる。おそらく本古墳の玄武岩は可也山から採集されたものであらうといふことは、一貴山村在住者たちの一致した意見であつた。なほ、志

摩半島の西北端、芥屋村には、柱狀節理の玄武岩で有名な芥屋大門がある。また、前原町加布里・釜塚古墳(第七圖)や、周船寺村丸隈山古

墳(第八圖)は、この種の玄武岩の板石で構築した横穴式石室をもつてゐる。

第四 遺物の配列 (圖版第六―第九)

本古墳は過去においてかなり大規模に掘鑿されてゐるにもかかはらず、われわれの調査に先立つて、ここから何等かの遺物が發見されたといふ所傳をもつてゐない。したがつて、本古墳の遺物として擧げうるものは、今回の調査に際して後圓部の石室から檢出せられたものがその全部である。しかして、それは石室の内部から發見された主要な遺品のほかに、外部の壁體上部に置かれてゐた若干の遺物をも含んでゐるのである。

さて、石室内部における遺物の配列狀態から記すと、まづ石室の東半部に十面の鏡が、壁に沿ふて配列されてゐた。すなはち、北邊^①及び南邊にそれぞれ四面づつの鏡が、壁基礎石列上に並んであり、東邊には二面の鏡が敷石上に置かれてゐて、全體としてコ字形に遺骸の上半身をとるかこむ狀態で遺存したのである(圖版第六、第八)。

遺骸はほとんど腐朽し去つてゐたが、わづかに南北兩邊のそれぞれ東から數へて第一番目の鏡の中間に當る床面に頭骨片が遺存し、同じく第三番目の鏡の中間に骨盤片が見出されたことによつて、それが東枕に伸展葬されたものであることを推しえたのである。さらに南北兩邊とも、東から第三番目の鏡の内側から、それぞれ一群になつた管玉と勾玉とが發見された(圖版第九²)。南邊では管

玉十六個と勾玉一個とが、十纏×十六纏の範圍に密集し、別にやや離れて東から第一番目の鏡の附近に一個、第二番目の鏡の附近にまた一個の管玉が検出された。北邊では管玉十三個と勾玉一個とが二二纏×三六纏の範圍にひろがつてあり、別に東から第四番目の鏡の附近に二個の管玉が見せられた。これらの管玉は主として密集してゐた位置が腰の兩側に當ることから推察して、おそらく左右の手頸の飾玉であつたらうと考へられる。しかし、南邊の頭部附近に離れてあつた二個の管玉が、手頸のものに比べて細手であり、北邊の管玉群の中にも同様な細手の品が二個含まれてゐることから判斷すると、それらを頭髮の飾りなどの、別の場所に使はれてゐたものとして區別して考へることが可能である。その場合、手頸の管玉は左の十六個に對し、右は十三個になつて不揃であるが、右側すなはち北邊は、その散布の範圍が南邊より廣いことからわかるやうに、石壁の崩壊によつて玉が飛散し、一部は石の隙間にまぎれこんでしまつたことも考慮すべきであらう。なほ、これらの玉類には、層狀に沈澱して固化した鐵丹の薄板が附着してゐて（圖版第一七）、それらがある期間、かかる沈澱物を受けとめる物體の上に置かれてゐて、後に現在の敷石面に落下散亂したことが推察されるのである。

南北兩邊の鏡列は約三十纏の中心距離をもつて、ほぼ一直線に並び、その上に黒色を呈する木片が、木目の方向を東西に置いて殘存してゐた。鏡は十面ともすべて鏡面を上にして置かれ、落下せる天井石の衝撃によつて、あるひは彎曲し、あるひは破碎したものがあつた。十面の鏡のうち、東邊に置かれた二面が、北は方格規矩鏡、南は内行花文鏡であつて、ともに傳世の舶載品であるに對し、南北兩邊の八面がいづれも新作の仿製鏡であつたことは、埋葬に際して、舶載か仿製かにより、あるひ

は傳世か否かによる鏡の貴重さの評価が、その配置の決定を左右したことが推されるのである。

刀劍類は南北兩邊の全體にわたり、壁に沿ふて壁基礎石上に置かれてゐて(圖版第七、東半部では鏡の下に並んでゐた。概して北邊では鋒を東に向け、南邊では鋒を西に向けたものが多いが、中にはその逆に置かれたものもあつて、必ずしも方向は一定してゐない。すなはち、北邊には劍四口、刀一口があつて、そのうちの劍一口のみが鋒を西に向けてゐた。また南邊には劍二口、刀三口があつて、そのうち、もつとも西方に置かれた刀一口のみが鋒を東に向けて居り、刀の一口は鐵製素環頭を有するものであつた。西壁下には三口の刀が、いづれも鋒を北に向けて置かれてゐたが、その二口は鐵製素環頭大刀であり、一口は短刀であつた。要するに、鏡が東半に偏してコ字形の配置をとつてゐるのに對して、刀劍類は西壁によつて南北兩邊のものを連續する、逆のコ字形に並んでゐるわけである。

鏡と刀劍との間には、かなりの厚さに布帛の層が残存し、特に北邊の東から三番目の鏡の附近ではそれが著しかつた。その大部分は絹布かと思はれるが、その中にも糸の密度の異つたものがあり、最下面には明かに麻布の系統に屬する粗い布が敷かれてゐた。鏡の上部、すなはち鏡面にも絹布あるひは麻布の鑄着してゐるものがある。^③これらの布の層が遺骸を包んだ織物の一部であつたか、あるひはまた副葬品のみを包んだものであつたかは、布自身からは判定が困難であるが、少なくとも石室内から發見された刀劍は、ことごとく鞘を具備しない上に、柄にも木製その他の装具を着装しない鐵の身のみを、絹布の類で幾重にも巻き包んだものであつたといふことができる。しかも、刀劍身に鑄着してゐる布の重なり方は、幅の狭い布で縋帶狀に巻き包んだのではなく、平な布

で大きく巻き込んだ状態であつて、その下面にはやはり目の粗い麻布が一重附着してゐるものが多かつた。^⑨ ただし、西壁沿ひに置かれてゐる三口の鐵刀には、下面に布の附着した形迹が明瞭でなく、短刀のあつた北半の上部にのみ、布帛が層をなしてのせられてゐたと思はれるふしがあつた。なほ、東半部では刀劍の下方にもまた木片が残存してゐて、その木片の上面には鐵丹の附着が認められたが、西半部では刀劍を包んだ布層の外部に木質が鏽着してゐる程度であつた。

鐵丹は石室床面の南北兩壁基礎石列間に多量に散布されてゐたが、その範圍にはおのづから限度があつて、大體幅六〇糎、長さ二米三〇糎のうちにあり、鏡や刀劍の上下にはほとんどそれが認められなかつた。また頭蓋骨片の發見された附近のみは、鐵丹のかはりに水銀朱が用ひられてゐた。石室内から發見された遺物としては、この他に石室内の西半部から採集された土師器片があるが、これは一個體分には達しない一小片であるから、本來石室内に置かれてゐたものではなく、天井石の落下に伴つて外部から落ちこんだものと認めるべきであらう。同様な土師器は石室上部の封土中にも點々として混在してゐた。

つぎに石室の外部から發見せられた副葬品は、劍身狀の鐵器を主とし、これに鐵鏃を加へたものであつて、それらは割石で詰めた壁體の上部に粘土を敷いて平にした面に置かれてゐて、その粘土面には薄く朱が塗布せられ、その上部は板石で被覆されてゐた。その配置は西壁を除く他の三方に見られ、石室の内壁面に平行して、いづれも外方に鋒を向けるやうに並列されてゐたのである。すなはち、北壁上部では東端に三口、西端に二口が、南壁上部では東端に六口、西端に一口があり、東壁では壁石とともに石室内に落下して發見されたが、本來は壁體上部に置かれてゐたと思はれる二

口の劍身狀鐵器が、南と北とに並んでゐた。なほ、北壁西端にあつた一口の劍身狀鐵器には、やや長く木柄が遺存してゐて(圖版第3)、それが鎗頭として用ひられたものであることが知られた。それ以外のも、すべて莖の部分には柄の木質部の鏽着が認められるにもかかはらず、刃部にはまつたく木の痕跡を留めず、本來鞘を附して副葬されたものではないことが推定される上に、それらが石室の長邊に沿ふてその兩端にのみ置かれ、鋒を必ず外方に向け、中間に遺物の見られない部分を殘してゐることなどから考へると、少くとも南北兩壁の外部に並列されてゐたものは、本來すべて鎗頭として長い木柄に着装して置かれたものではなかつたかと推察されるのである。

鐵鏃はすべて北壁西方の鎗身の附近にあつて、崩壞した壁石に混じて散亂した状態で發見されたので、もと矢束がどの方向を向けて置かれてゐたかは明かにすることをえない。

さて、石室の内外から發見せられた、遺物の配列狀態に關する事實の記載は、以上をもつて盡きるのであるが、それに關聯して一考を要するのは、石室内の周壁に沿ふて、ほぼ水平に置かれた鏡の上下に殘存し、しかもその木理の走向が共通してゐることによつて、それぞれ一材と認められる木片の性質についてである。まづ一案としては、その下材は鏡及び刀劍類の下方にあり、上材はそれらの上方にあるところから、これらの副葬品を收めた非常に細長い木箱の使用を想像する方法がある。各地の堅穴式石室において、鏡が特に木箱に容れて置かれてゐたことを推察しうる先例は稀ではない。また刀劍の類も、伊賀國名賀郡依那古村才良、石山古墳において、その二十口を木箱に收めて副葬したかと思はれる珍らしい一例を検出してゐる。しかし、本銚子塚古墳の場合においては、もし副葬品を納めるための木箱の存在を考へるとすれば、その形狀があまりにも狹長であり、ま

た容器内の遺品の状態があまりにも散漫であるといふ弱點がある。したがつて、これらの木片は遺骸を納めた木棺の遺材と見ることを、より妥當性の多い解釋とすべきであらう。

ひるがへつて考へると、本石室内にもと木棺が置かれてゐたであらうことは、これらの木片の性質または存否にかかはらず、肯定せられねばならないのである。その理由としては、すでに指摘したところを繰り返へして述べると、第一に、石室の天井部の構造が、木棺による内部からの支持を想定せずには解決しがたいといふことである。第二に、石室中央部の敷石上から發見せられた玉類の多くが、かつては平坦部に沈澱した鐵丹層中に半ば埋もれてゐた痕跡を有し、しかもその層が、支持物の消失によつて破壊されて落下した状態を明示してゐることである。換言すれば、この鐵丹層は本來敷石上の割石面において形成されたものでなく、それよりも上位にかつて存在した、別箇の底面上に沈澱したものであることが認められ、それによつて腐朽し去つた木棺底材の存在が推論されるのである。それではいかなる形状の木棺が使用されてゐたと考へるのであらうか。

從來、竪穴式石室から發見された木棺の形式としては、斷面が圓形で、蓋と身との二材にわかれた、長大な割竹形木棺が通有なものとして知られてゐる。本古墳の場合にもまた、石室の長さの三米餘であることが、普通の割竹形木棺を收容するべき空間としてはやや短いといふ疑問をしばらく措くならば、石室の底部の状態が壁基礎の内方への突出によつて、凹字形の斷面を呈してゐることが、割竹形木棺を据えるためには有利な條件として一應考へられるのである。床面における鐵丹の散布範圍が全面にわたらず、壁際の部分を除いた中央部に細く限られてゐることも、圓弧を斷面形とする割竹形木棺の場合には必然的に生じうることである。ところがすでに述べたやうに、鏡

や刀劍の下位に木片が遺存してゐるといふ事實は、ここに木棺の存在のみを認める限り、それらの遺物が棺の底材上に置かれたものと考へることを要求してゐるが、割竹形木棺の斷面形の性質としては、この位置にこの様な配置で副葬品を置くといふことは、不可能ではないとしても、不自然でありまた困難であらうと思はれるのである。

いま、もし斷面形の圓い割竹形木棺ではなく、底面の平な構造の木棺を用ひた場合を想定すると、棺下に壁基礎石の厚さだけ、十糎餘の空間を生ずることになる點が不可解であるが、鏡及び刀劍類の並列については、一應有利な解釋がもたらされる。ただしその場合に、石室底面における鐵丹の分布範圍をもつて木棺の内法を示すものとすれば、鏡及び刀劍はもと棺の底材上ではあるが、棺外に置かれてゐたものと考へるべき可能性が強くなる。なほ、この場合には木棺の側材の厚薄によつて鏡がもとから水平に置かれてゐた状態と、鏡面を外方に向けて木棺に立てかけられてゐた状態との両者が想定しうることになるのである。

このやうに考察を進めると、本石室内に置かれた木棺としては、從來知られてゐるやうな、丸太を刳り抜いて作つた長大な割竹形のものではなく、底面の平な一種の箱形の組合式のものであり、棺内には兩手頸に玉飾をつけた遺骸のみが中央に收められて、爾餘の鏡や刀劍は棺外に並列せられてゐたものと推察することが、この石室内における本來の副葬品の配列状態として、もつともふさはしい解釋であるといふことに歸着するのである。さうして、石室内にあつた刀劍類が、すべて装具を缺いた鐵身のみのものであること、また石室外にあつた劍身狀利器は、劍とすれば把木のみを有して鞘を除いて置かれたことになるが、むしろ鎗頭としての着裝を考へるべきものである。

ことを、將來の考察のためにあはせて擧げておきたいと思ふ。

註①本節における方位の記述は、便宜上すべて石室の長軸線が正しく東西

の方向にあるものと假定し、北邊・南邊、あるひは東向・西向などの語で表現した。

②鏡面に布片の鑄着してゐるものは次の如くである。

絹布——N 1 號鏡、N 4 號鏡、S 2 號鏡。

麻布——N 2 號鏡。

ただしN・Sは北邊・南邊の別を、數字は東から何番目の鏡であるかを表はす。

③石室内の刀劍に織物の附着してゐる状態は左の如くである。

N 1 劍 絹布にて包まる。

N 2 劍 絹布にて包まる。

N 3 刀 絹布にて包まる。上面に麻布一重あり、その上にも絹布あり。

り。

N 4 劍 絹布にて包まる。上面に麻布附着す。

N 5 劍 絹布にて包まる。上下兩面に麻布あり、上面には麻布二重の部分ありて、その上にも絹布あり。

S 1 刀 絹布にて包まる。下面に麻布一重附着す。

S 2 劍 絹布にて包まる。下面に麻布一重あり。

S 3 劍 絹布にて包まる。

S 4 刀 絹布にて包まる。下面に麻布一重附着す。

S 5 刀 絹布にて包まる。

W 1 刀 切先附近の上面に絹布の層附着す。

W 2 刀 切先附近の上面に絹布附着す。

W 3 刀 上面に厚く絹布の層附着す。

第五 遺物各説 (圖版第二一—第一八)

今次の調査に際して、後圓部の竪穴式石室の内外から檢出された遺物の配列状態は前節に述べた通りであるが、その品目及び數量を改めて表示すると左の如くである。

一、鏡

十面

鍍金方格規矩四神鏡

一面

長宜子孫内行花文鏡

一面

三神三獸獸帶鏡

八面

一、玉類

三五個

硬玉製勾玉

二個

碧玉製管玉

三三個

鐵製短刀

一口

一、刀劍類

二七口

鐵製劍

六口 (以上石室内遺物)

鐵製素環頭大刀

三口

鐵製劍形鎗身

一四口 (以下石室外遺物)

鐵製刀

三口

一、鐵 鏃

一四個

さて、次にこれらの遺物について解説を試みることにする。

鍍金方格規矩四神鏡 徑二・二寸(圖版第一二一) 一面

鉛灰色の光澤を有する良質の白銅鏡で、數片に破碎してゐる。出土當時は青綠鏽に被はれてゐてよくわからなかつたが、銅鏽を稀鹽酸で取り除いた結果、鏡背の全面に鍍金を施したものであることが判明した。鏡背の圖文は、平縁の外區に流雲文と鋸齒文とを繞らし、内區は外方の斜行櫛齒文帶にはじまつて、いはゆるTLV形と八個の花文座乳を型の如く置いた間に、線表出の四神・神人・一角獸・鳥禽などの八圖形を配し、小弧線を散らして空隙を埋めてゐる。その内方に十二支と十二の小圓座乳とを収めた方格があり、圓座素鈕を中心に置くこと、すべて漢中期の同式鏡に普通に見るところであり、また、さして圖文の優れた遺品ともいへないものである。ただ、從來知られてゐる鍍金方格規矩四神鏡の多くが、ユーモルホロス氏所藏の一鏡片を除いて、ほとんど十五寸以下の小鏡であることに對して、鏡形の大きいことが注意されるべきであらう。なほ、この種の方格規矩鏡の鍍金は、多くの場合鏡背の一部に施されて、白銅と金との對照の美を求める手法が行はれてゐるが、本鏡では鈕を除く全面に、すべて鍍金の形迹が認められる。この鏡が中國の製品であることはいふまでもないが、文様に手なれの跡が認められる。

長宜子孫内行花文鏡 徑二・七釐(圖版第一二二) 一面

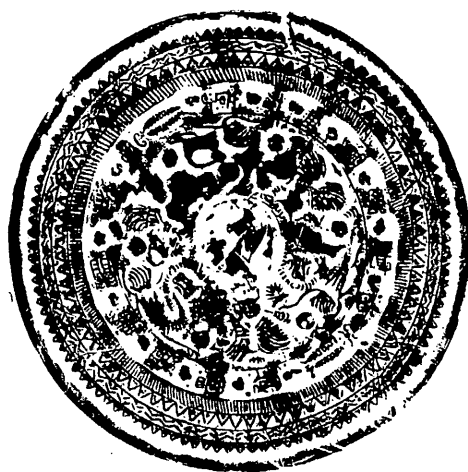
鉛灰色の光澤を有する白銅鏡であるが、いまはなほだしく破碎して、面の反りの程度などを測ることができない。平縁素文の外區につづいて、内外に櫛齒文帶を伴つた一種の斜行線文帶があり、八個の弧形を連接した内行花文帶をとり巻いてゐる。その斜行線文帶中八ヶ所には、すでに渦文が同心圓に簡略化された飾文があり、内行花文の弧間には、二種の異つた簡單な圖形を交互に配してゐる。その内方はやや廣い周囲の内側に櫛齒文帶を置き、四葉座素鈕がある。四葉間に篆書で「長宜子孫」の四字を入れてゐる。これまた漢中期の内行花文鏡として通有の鏡式に屬する舶載鏡である。

三神三獸獸帶鏡(1) 徑二・二釐(圖版第一三一・二) 二面

内區に各三個の神像・獸形と、六個の素乳とを配し、十五個の乳を各文字の間に容れた銘帶を経て、櫛齒文・鋸齒文・複線波文・鋸齒文の四帶からなる外區に移り、三角縁に終る青銅質の三神三獸鏡であるが、銘帶中二ヶ所に双魚の圖形が残されてゐることから察せられるやうに、この銘帶は本來獸文帶であるべきところに文字を容れたものと認めるべきである。銘は左字で十四字あつて、「吾作明竟甚獨保子宜孫富無訾奇」と讀みうる。おそらく「吾作明竟甚獨奇、保子宜孫富無訾」とあるべき類の銘文を寫し誤つたものであらう。「吾」「子」の二字の前に双魚文が挿入されてゐるのである。

この鏡式に屬するものはN2號鏡(圖版第一三二)とS4號鏡(同二)と二面あつて、ともに同范から鑄造されたものと認めうる。それはたとへば「無」字の内方の神像右横の型の損傷が、兩鏡に共通して存することが知られる。ところが、S4號鏡に見られる「吾」字内方の神像左横の型傷や、「獨」「宜」兩字内方

の損傷などはN2號鏡には現れてゐないから、S4號鏡を以て二番型とすべきである。もつとも、兩鏡に共通する「無」字内方の型傷は、S4號鏡の「吾」字内方のそれとともに、鑄型の剝離部の底面に平行線を刻して文様化する方法で糊塗されてゐるから、將來あるひはこれらよりもさらに以前に鑄られた傷のない眞の一番型の鏡が発見されることがあるかもしれない。これと同文の鏡はかつて肥前國東松浦郡玉島村谷口古墳から発見されてゐる(圖第九)



第九圖

Fig. 9.

肥前國東松浦郡玉島村谷口古墳發見三神三獸鏡

て肥前國東松浦郡玉島村谷口古墳から発見されてゐる(圖第九)が、それは一層鑄型の損傷のはなはだしきものであるから、以上の三面のうちでは最後に鑄られた同範鏡であらう。なほ、肥前谷口鏡については、早く富岡謙藏先生が、その仿製鏡であることを説いてゐられるのは從ふべきである。

三神三獸獸帶鏡(2) 徑三・二・二(圖版第一四一) 一面

(3) 徑二・七(圖版第一四二) 一面

(4) 徑三・〇(圖版第一五一・二) 二面

(5) 徑三・〇(圖版第一六一・二) 二面

この四種六面の三神三獸獸帶鏡は、内區に各三個の神像・獸形と六個の素乳を配し、鋸齒文・獸文・櫛齒文の三帶を経て、鋸齒文・複線波文・鋸齒文の三帶からなる外區に移り、三角縁に終る青銅鏡であり、鈕をめぐつて有節重弧文圏を置き、獸文帶には双魚・蛙・獸・龍などの十個の圖形と十個の乳とを交互に配した點にいたるまで、同趣同工の圖文の仿製鏡である。ただ前出の二鏡に比べると、銘帶の有無のほか、内區の神像と交互に置かれた獸形の方向が、有銘鏡は右向きであるに對し、これらは一

般の三神三獸獸帶鏡と同じくすべて左向きであることや、外區における櫛齒文帶の有無など、共通した相違がある。

しかもなほ、これらの六面の鏡を四種に分かたねばならない理由は、面徑の大小もさることながら、もつとも簡単にわかるのは、内區の乳の内方に附加せられた、いはゆる火焰形の圖文の有無である。(2)の鏡にはそれが六個の乳の一つ置きに三個と、中間の乳の一つにやや小なる一個と、さらに他の乳の外側に一個と、計五個が配されてゐるが、(3)(4)(5)の鏡ではわづかにそれが一個あるのみであり、しかも(5)の鏡のはやや小さく、また(3)の鏡では乳の外側に位置を變へてある。なほ(1)の有銘鏡は正しく乳の一つ置きに三個を有してゐる。四種の鏡の圖文の相違は、また獸文帶の圖形の配列順序にも見出される。いまかりに蛙をA、双魚をB、龍に似た圖形をC、鳥とも獸ともつかぬものをDとして、各鏡式別に獸文帶の構成を表示すると、

(2) A B C D C A B D B C

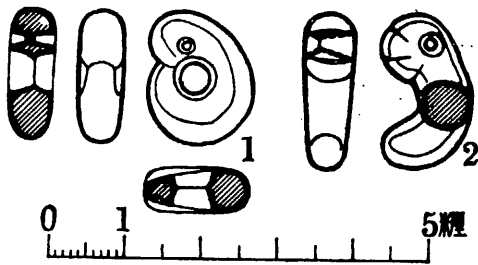
(4) A D C B A B D C B C

(3) A B C C D A B C C D

(5) A C D C B C C D C B

となつて、明かにそれぞれ異つてゐる。

本古墳出土の三神三獸獸帶鏡の圖文について、このやうな細密な分析を行はねばならなかつたのは、一見すべて同文かと誤認せられるほど相似た鏡の中から、眞に同範と決定しうるものを撰別するための、必要から生じたことである。かくて、N 1 號鏡は鏡式(2)に、S 1 號鏡は鏡式(3)に、N 3 號鏡とN 4 號鏡は鏡式(4)に、S 2 號鏡とS 3 號鏡は鏡式(5)に相當することが知られて、ここにさらに各二面づつ二種の同範鏡の伴出を明かにしえたのである。さて、N 3 號鏡とN 4 號鏡とではN 3



第十圖 銚子塚古墳發見勾玉測實圖 Fig. 10.

號鏡に、またS2號鏡とS3號鏡とではS3號鏡に、鑄型の損傷による圖文の變形が多く見出されることによつて、それぞれ鑄鏡の順序を決定しうる。また、S2號鏡とS3號鏡とに共通して認められる、神像の一つの右側から舌狀にのびて獸文帶中に達してゐる無意味な圖形が、實は鑄型の剝離部に平行線を刻して文様化したものであることは、容易に察知しうるであらう。

なほ、これらの諸鏡の鈕孔は、徑五耗内外の圓棒狀のものを鑄型に組み合はせて使用した形迹を示し、ことにS2號鏡とS3號鏡との場合においては、同範鏡であるにもかかはらず、鈕孔の方向が一致してゐない事實から見ると、範自身には孔の位置を限定する設備がなかつたかと思はれる。また、かくして作られた鈕孔はやや小に過ぎて、これを使用するためにはさらに孔を擴大する必要があると考へられるにもかかはらず、その孔縁は尖鋭で鑄放しのままであることは注目さるべきであらう。

硬玉製異形勾玉 長さ一七・七耗、幅一四耗、厚さ六・四耗(圖版第一一七) 一個

綠色半透明の硬玉製で、扁卵形の體の中央に徑三・六耗の貫孔を穿ち、外周を勾玉の頭尾が連結した形狀に加工した珍らしい形のものである(圖第十圖1)。

勾玉としての頭部には、別に外口徑二耗、内徑一耗の盲孔を兩面から穿つてゐるが、貫通してゐない。左手頸の位置から、管玉十六個とともに發見されたものである。

硬玉製勾玉 長さ二〇・二耗、幅二・三耗、厚さ七耗(圖版第一一七) 一個

綠色半透明の硬玉製で、頭部に三條の刻線を加へていはゆる丁字頭とし、

外口徑三・四耗、内徑一・五の紐孔を兩面穿孔により貫いてゐる(第二十圖)。右手頸の位置から、管玉十五個とともに發見されたものである。

碧玉製管玉 (圖版第一七1)

三三個

(1) 長さ一七・〇耗乃至一〇・二

耗、徑六・〇耗乃至五・一耗

二九個

(2) 長さ一三・五耗乃至八・六耗、

徑三・七耗乃至三・四耗

四個

青綠色の碧玉で作つた小型の管玉であつて、兩端から穿孔したものが大部分であるが、中には一端のみから行つて貫通したものもある。美しい光澤を有してゐるが、使用による端縁の磨滅も著しい。太い方の管玉はその發見された位置から兩手頸の飾玉として用ひられたこと、細い方の管玉は頭髮の飾りなどではなかつたかとも思はれることはすでに述べた如くである。しかし、後者の數の少い點でこの解釋にも難點があらう。

鐵製素環頭大刀

長さ七〇糎乃至八五糎

(圖版第一八・第三十一圖1-3)

三口

長徑六、七糎餘、短徑五、六糎の橢圓形の素環頭を有する内反りの鐵刀である。布片の銹着がはなはだしく、關や銚などの細部の原形はよくわからないが、W1號刀ではその環が莖端の一侧に切れ目をもつてゐて、莖の先を環狀に曲げて作られたものであることが推される。身にも莖の表面に

管玉計測表 (單位耗)

左側		右側	
長さ	徑	長さ	徑
17.0	6.0	15.9	4.8
14.3	5.4	13.8	5.5
14.0	4.9	13.8	4.8
13.5	5.3	13.2	5.1
13.4	5.2	12.9	5.4
12.8	5.1	12.8	5.9
12.6	5.6	12.6	5.3
12.6	5.1	12.0	6.0
12.2	5.3	11.8	5.6
12.0	5.2	11.5	4.9
11.9	5.5	11.3	5.3
11.7	5.3	11.2	5.5
11.4	5.6	11.0	5.4
11.3	5.3		
11.2	4.8		
10.2	5.2		
11.0	3.7	13.5	3.4
10.8	3.5	8.6	3.7

も直接布片が銹着いてゐるので、副葬の際には鞘が除かれてゐたといふよりも、把木もつけず、刀として使用するための外装の施されてゐない刀身のみを、布に包んだ状態であつたと認められる。

鐵 刀 (圖版第一八・第
十一圖4・5) 三口

普通の直刀である。前者と同じく装具の着けられてゐない鐵身のみのものである。天井石の落下によつて破損し、破片が積石の間に落ちこんで完存しないものが多い。

短 刀 長さ二三・七糎 (圖版第一八・
第十一圖19) 一口

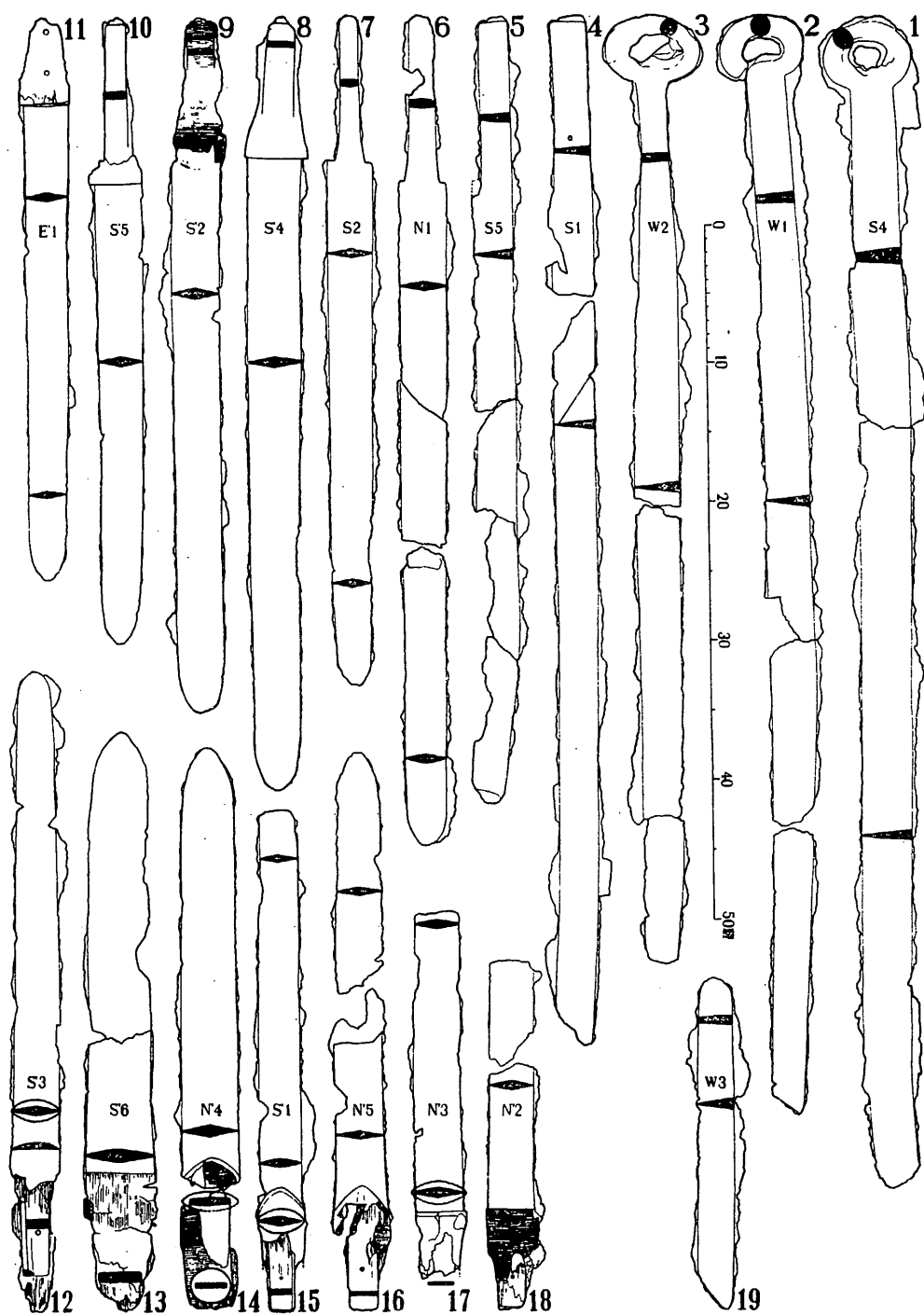
これも銹のために莖の長さや關の状態などを知りえない。身の幅や厚さはほとんど大刀と大差がなく、長さだけが短かく作られてゐる。

鐵 劍 (圖版第一八・第
十一圖6・7) 六口

いづれもきはめて薄手の作りであつて、莖は比較的細く、關の部分で急に幅を半減して形作られてゐる。莖に目釘孔の存在を認めうるものもあるが、すべて鐵の表面に直接布片が銹着いてゐて、把木その他の外装の施されてゐた痕跡は認められない。

劍形鎗身 長さ四〇糎乃至五六糎 (圖版第一八・第
十一圖8・18) 一四口

石室外上部に置かれてゐたもので、莖を遺存するものにはすべてそれを包んで身の下端に達する木製漆塗の柄の一部が残存してゐる。柄の斷面形は身に接する箇所では杏仁形を呈するが、莖の末端では幅をせばめて圓形に形作られてゐる。身と柄との固着のためには目釘が使用されてゐるほか、柄の表面に漆で固めたこまかな糸卷きの痕跡が認められる。柄の上端は直線狀に切られたものが多いが、それが三角形に整へられた例も三口ある(第十一圖14・16)。關の形狀はわづかにそれを



第十一圖 銚子塚古墳發見刀劍類實測圖 Fig. 11.

認めうる一例によると、石室内発見の剣と同様なものであつたらしい。全長四三糎、幅三・四糎程度のものが半数を占めてゐる。茎の端からなほ二〇糎餘にわたつて、木製柄が遺存してゐた一例があることは前節に述べたが、他のものも木柄の断面形からひとしく鎗として使用せられたものと判断される。この種の劍身狀利器は遠江國磐田郡御厨村松林山古墳^⑥や、山城國乙訓郡乙訓村長法寺南原古墳^⑦からも、発見されてゐて、後藤守一氏はこれらを當然鞘を有したものと見て、すべて劍としての使用を

番號	形狀	全長	幅	厚さ	備考	出土狀態
S 1	刀	(七三・八糎)	三・〇糎	〇・九糎	目釘孔あり	莖東刃内
S 2	劍	四八・五糎	三・四糎	〇・六糎	莖長一〇・八糎	莖東
S 3	劍	(四五・〇糎)	三・二糎	〇・六糎	莖長六・八糎、目釘孔あり 二片に折れて接合しえず	莖東
S 4	環刀	八四・五糎	三・九糎	〇・八糎	莖長約一八糎	莖東刃外
S 5	刀	五七・〇糎	二・九糎	〇・九糎	莖長約一二糎	莖西刃内
W 1	環刀	七九・五糎	三・二糎	〇・八糎		莖南刃内
W 2	環刀	(六九・〇糎)	三・二糎	〇・八糎	二片に折れて接合しえず	莖南刃内
W 3	短刀	二三・七糎	二・七糎	〇・八糎		莖南刃内
N 1	劍	(六〇・〇糎)	三・四糎	〇・七糎	莖長約一二糎、二片に折れて接合しえず	莖西
N 2	劍	——	三・三糎	〇・五糎	小片二個殘存	莖西？
N 3	刀	(四四・五糎)	三・二糎	一・〇糎	先端を缺失す	莖西刃外
N 4	劍	(三四・五糎)	三・三糎	〇・七糎	莖を缺失す	莖東
N 5	劍	(三四・〇糎)	三・六糎	〇・九糎	莖を缺失す	莖西
E' 1	劍形	四一・〇糎	三・二糎	〇・六糎	柄端直、目釘孔二	莖南
E' 2	劍形	(三三・八糎)	三・二糎	〇・五糎	二片あり、一片には絹布附 着、莖を缺失す	莖北
S' 1	劍形	(三六・〇糎)	三・二糎	〇・六糎	柄端三角形、目釘孔あり、 鋒をわずかに缺失す	莖西
S' 2	劍形	五〇・〇糎	三・四糎	〇・八糎	柄端の形不明	莖西
S' 3	劍形	四三・〇糎	三・四糎	〇・八糎	柄端直、目釘孔あり	莖西
S' 4	劍形	五五・九糎	三・八糎	〇・八糎	柄端直	莖西
S' 5	劍形	四五・二糎	三・四糎	〇・八糎	柄端直、莖長一〇・五糎	莖西
S' 6	劍形	四一・二糎	四・八糎	一・〇糎	柄端直	莖西
S' 7	劍形	(二九・〇糎)	三・二糎	〇・六糎	莖を缺失す	莖東

(以上室内)
(以下室外)

考へて居られるが、實際には他の古墳の場合にも鞘を附さずに副葬されてゐることが多い。

なほ、以上の鐵製利器の寸法を表示すれば下の如くである。

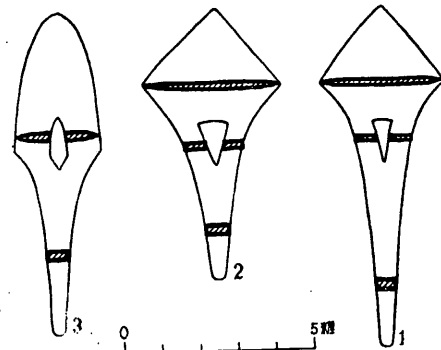
鐵 鏃 (圖版第一七二) 一四個

頭部の形には二種あるが、いづれも莖に接するところに三角形あるひは杏仁形の透孔が切りとられてゐて、あたかも莖が二又に分かれて頭部につづく様に見える珍らしい型式の鏃である。頭部が菱形を呈し、三角形の透孔を有するもの(第十二圖)は、長さ七糎乃至九糎、幅三・三糎乃至三・七糎、厚さ〇・二糎餘で九個ある。頭部が三角形に近く、杏仁形の透孔を有するもの(第三圖)は、長さ八・五糎、幅二・三糎、厚さ〇・二糎餘で五個ある。

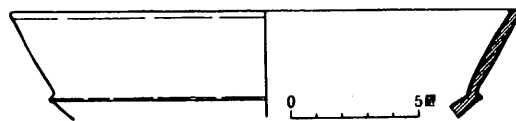
土師器片 (第三圖)

同一個體に屬するものが三片ある。口縁部の小片であるため、もとの器形を推察することはやや困難であるが、口縁端の形などから判断すると、高坏ではなく壺の破片であらうと考へられる。

N' 5	N' 4	N' 3	N' 2	N' 1
劍形	劍形	劍形	劍形	劍形
(三六・二糎)	三九・六糎	(二六・〇糎)	(約三九糎)	四三・〇糎
三・四糎	四・二糎	三・四糎	三・二糎	三・五糎
〇・六糎	〇・八糎	〇・七糎	〇・七糎	〇・八糎
莖長六・五糎	柄端直、目釘孔あり、四片に折れ接合しえず	柄端直、目釘孔あり、原長三九糎餘	柄端直、目釘孔あり、原長三九糎餘	柄端直、目釘孔あり、四片に折れ接合しえず
莖東	莖東	莖西	莖西	莖西



第十二圖 銚子塚古墳發見鐵鏃實測圖 Fig. 12.



第十三圖 銚子塚古墳發見土師器實測圖 Fig. 13.

細砂を含んだ粘土で黄赤色に焼かれ、内外面に丹が塗布されてゐる。口徑は約二十糎位であらう。確かに石室の床面にあるものを、落下した天井石を除く際に検出したのであるが、残存する破片があまりにも小部分であるから、本来石室内に副葬せられたものと認めることはできない。

註①梅原末治博士『歐米に於ける支那古鏡』（昭和六年）圖版第二六・第二七参照。

②「吾作明竟甚獨奇、保子宜孫富無誓」なる銘文を有する鏡としては、遠江國磐田郡御厨村新貝・松林山古墳發見の二神二獸鏡の如きものがある。後藤守一「静岡縣磐田郡松林山古墳發掘調査報告」（昭和十四年）圖版第一四（一）参照。ただし、後藤氏が銘文の一致からただちに肥前谷口古墳鏡を遠江松林山古墳鏡の仿製であると速断されたことには従ひがたい。後藤守一『古鏡聚英 上篇』（昭和十七年）二九頁。松林山古墳鏡が外區にはあるが八個の乳と雙魚・龍・鳥等の八個のいはゆる獸文とを交互に配した帯を有することは、谷口古墳や本銚子塚古墳出土の三神三獸獸帶鏡にかなり近いが、松林山古墳鏡の内區の主文が二神二獸であり、四個の大きな振形座乳を有する點などから見れば、それはなほ獸文帶二神二獸鏡の範疇を出ないものである。したがつて、仿製三神三獸鏡の原型としては、やはり船載の三神三獸鏡にそれを求めるべきであらう。

③富岡謙藏「日本仿製古鏡に就いて」（『古鏡の研究』三六六頁、大正九年。ただし肥前谷口古墳鏡は型崩れがはなはしいので、銘文中で從來「蜀」と見られてゐた一字の如きも、本銚子塚古墳鏡の發見によつて、それが「獨」の字であることが明かにされたのである。

④かういふ形の勾玉は珍らしいが類品は若干ある。第十四圖に示した異

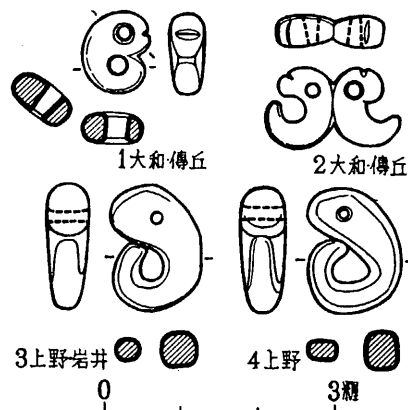


Fig. 14.
第十四圖 各地發見異形勾玉實測圖

形勾玉のうち、1
・2は硬玉製で、
ともに古く大和國
葛下郡傳丘附近か
ら發見されたもの
といふ（佐伯理一
郎氏藏）。3・4
は紺色硝子製で、
3は上野國群馬郡
岩井發見、4は傳

上野國發見、ともに國立博物館藏品である。和田千吉「異形の勾玉」（『人類學雜誌』第三一卷第二號、大正五年）に上野國多野郡吉井附近發掘として圖示されてゐるのは、このいづれかであらう。

⑤後藤守一・内藤政光・高橋勇「静岡縣磐田郡松林山古墳發掘調査報告」（昭和十四年）。

⑥梅原末治博士「乙訓村長法寺南原古墳の調査」（『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十七冊、昭和十二年）。

⑦後藤守一「古墳時代前期の劍」（『考古學雜誌』第三十卷第三號、昭和十六年、『日本古代文化研究』所收、昭和十七年）。

後篇

第一 遺蹟に關する考察

前篇の記述によつて、一貴山村銚子塚古墳の遺構及び遺物が、はなはだ個性的な、重要視せらるべき特色を備えたものである事實は明かにしえたと思ふが、それがわが國の古墳墓沿革の系列の上において、いかなる位置と意義とを占めるものであるかについて、以下に管見を録して本報告書の後篇としたいと思ふ。

まづ本古墳の竪穴式石室の構造の特殊性について考へることにしよう。一般に竪穴式石室には安山岩・石英粗面岩その他の板狀節理を有する板石を用ひて構築したものと、花崗岩・砂岩等の丸石を用ひたものとがあつて、後者の實例には、攝津國川邊郡小濱村安倉古墳^①や、河内國南河内郡黒山村黒媛山古墳などの如く、竪穴式石室としてはやや實年代の下るものが多いことが、本古墳の年代觀にもある種の示唆を與へるのである。しかし、石室の用材が單に板石であるか丸石であるかといふのみでは、その土地の岩石入手の難易による特殊事情に左右される面も大きいのであるが、本古墳の場合には、現實に天井部の被覆には玄武岩の板石を用ひてゐることであるから、畿内文化的な竪穴式石室との比較からいへば、遠隔の産地から竪穴式石室の構築に適當な石材を運搬する手^②を省略して、近隣の岩石を代用することがはじめられた後の、その系列の中では新しい時期のものであるとする可能性が一應考へられることになる。この場合に、本石室の上部の被覆方法が、一般の竪

穴式石室のやうに兩長邊間に架け渡された大きな板石を並列せず、小さな石材を敷きつめた状態であつたと推定されることも、いまだ他に類例を聞かぬ方法ではあるが、一應正規の手段の簡略化されたものとして解釋することを障げるものではあるまい。なほ、あるひはこの地方では、堅穴式石室の天井部に架するに足る大いさの適當な板石の入手が困難であつたかも知れないといふ疑問に應へるために、著者の所見を附記して置くと、本古墳から一軒東北に當る前原町加布里に釜塚と呼ばれる圓墳があつて、その横穴式石室の周壁は玄武岩の板石を平積みにして構築せられてゐるが、前室と奥室との界壁や、奥壁に接して設けられたいはゆる石屋形の材料には、同じ玄武岩の廣い板石を利用してゐる事實^(第七圖)がある。したがつて、銚子塚古墳の築造者にとつても、もしそれを希望し、かつ努力するならば、この堅穴式石室の天井石に用ひるに足る大きさの廣い板石を、入手し運搬することは不可能ではなかつたと認めざるをえないのである。

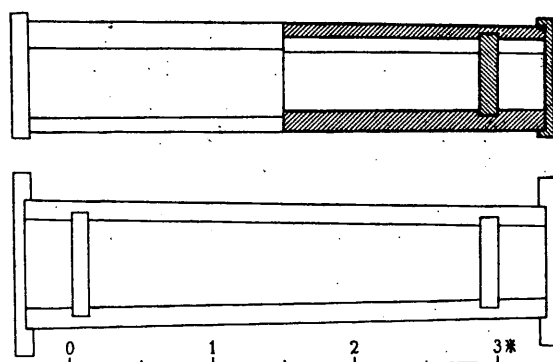
つぎに注意すべきものは、本古墳の堅穴式石室の特殊な壁體構造である。かくの如く石室としての空間を構成するために、内外兩壁からなる石積みの構築物を繞らすといふ大がかりな方法を採用した事實は、これまた他に類例を聞かないものであるが、それは一つには從來の古墳の調査が、多く石室の内部のみにとどまつて、壁體の構築法などに十分な關心をはらはなかつたことにもよるものであらう。しかし、本古墳の墳丘が大部分人爲的な盛土であると推察されることと關聯して、自然の山丘の頂部に穿つた堅壙中に堅穴式石室を構築する場合とは異つた施工法が必要であつたらうことは、容易に理解されるところであらう。堅壙中に作られる石室では、内壁を構築した後の裏積みには、礫石を投入するのみでもすませうるが、盛土の頂部にそれ自身の力で支へられた

厚い石壁を築くためには、内外兩壁を構築して中間に割石その他を詰めることが、もつとも簡易でかつ思ひつきやすい方法であるからである。このやうに考へると、石壁下の全面にわたつて設けられた丸石敷きの特殊な工作も、盛土の不安定な基盤の上に石築物を造るための基礎工事として、當然考慮せらるべき適當な手段であつたことが理解されるのである。また、石室長邊の内壁下に、一段の内方に突出した基礎石列が設けられてゐることも、外部からの壓力に對し壁體を堅固ならしめるための、入念な處置と見られぬこともない。かくの如く考へるならば、本石室の構築指揮者は、材料の入手には形式的な勞力は節約したにもかかはらず必要な工事の過程には適切な判斷を有した、優れた土木技術者であつたことが考へられるのである。さうしてまた、本古墳の堅穴式石室がこのやうな盛土の墳丘の頂部に作られてゐるといふ點からも、それが堅穴式石室の系列の中では新しい位置を與へられるべきものであることを、改めて指摘して置かねばならぬ。

本古墳の堅穴式石室の特殊性は、以上のやうな構造の面からばかりでなく、その内法の規模の點においてもいひうることである。すなはちわが國の堅穴式石室には、内法の長さ二、三米、幅一米以下の小規模な一群と、長さ五米乃至八米、幅一米内外の長大な一群とがやや截然とわかれてゐて、その中間の長さをもつものとしては、幅が二米前後で内部に石棺を藏した特殊な一群が別に存在するが、本銚子塚古墳の石室のやうに、長さ三米四〇糎、幅一米四〇糎といふ、比較的幅が廣く長さの短い形のものゝは珍しいといはねばならないからである。もつとも、備中國都窪郡山手村宿寺山古墳や、大和國磯城郡柳本村大塚古墳^⑥などは、本古墳と相似た大きさの石室をもつてゐたやうに報告されてゐるが、それらは發掘關係者の記憶の聞書きであるために、いま第一等の資料として比較しが

たい憾みがある。ただし、本古墳の竪穴式石室の大きさがかやうに特殊なものであることは、その内部に収められた木棺の形式が、長大な竪穴式石室の場合のやうな割竹形木棺ではないことに、その大半の理由を歸すべきものであらうから、問題を木棺の特殊性に移して考察を進めるべきである。

すでに遺物の配列の節で述べたやうに、本古墳の木棺の形式は、一種の箱形の組合式木棺であつたと推定せられるのであるが、わが上に代にこの種の形式の木棺がありえたことについては、長持形組合式石棺の原型を中國の木棺に求めて考察された當時から豫想されてゐることであり、また實際には丹波國南桑田郡篠村淨土寺古墳から發掘された木棺^⑤を、蓋・底・兩側の四面に當てて組み立てた復原寫眞が發表せられて流布してゐる。しかし、今日これを再考すると、丹波



第十五圖 大和國北葛城郡浮孔村三倉堂發見木棺復原圖 Fig. 15.

幅頭端九〇糎、脚端七五糎、高さ約六〇糎あつて、本銚子塚古墳の石室の規模と著しく異なるものではない。ただし、その棺底材は著者が上節で想定したやうな、側材の外方に突出した形ではないために、これをそのまま本古墳の石室内に收容したのでは、鏡及び刀劍類を棺外の、しかも底材上に置く

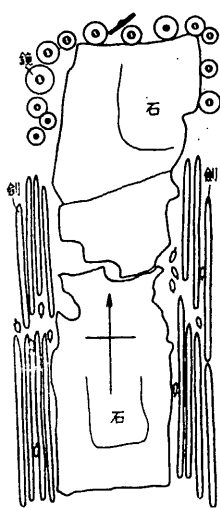
ことは不可能であるから、必然的にこれらの副葬品のために別の木製臺の使用を想定するか、あるひはこれらも棺内に置かれたものと考へざるをえなくなるところに難點がある。

そこで、しばらく實際の木棺の遺品から離れて、この種の木棺を粘土で包んで埋藏した、いはゆる粘土槨の形狀から推定される箱形の木棺の遺例を求めると、伊賀國名賀郡依那古村才良石山古墳の西棺は、粘土槨の内法が長さ三米七〇、幅七〇、幅あつて、また相近い大きさであり、山城國久世郡宇治町宇治郷丸山古墳^⑥のそれは、長さ三米六〇、幅九〇、幅と傳へて居り、播磨國飾磨郡糸引村奥山古墳^⑦の一種の粘土槨も、長さ約三米六〇、幅九〇、幅内外の、底部の平なものであつたことが報告されてゐるなど、この種の箱形組合式木棺の規模には、ほぼ一定した範圍の通則があつたことが推されるのである。ただ、すでに棺材の腐朽し去つた遺蹟であるから、棺の底材が棺外に副葬品をのせるに足る廣さをもつてゐたか否かは、これらの粘土槨からは判定しかねるのである。

それでは、堅穴式石室その他における鏡鑑の副葬方法の大勢から見ても、本銚子塚古墳の場合を類推することはできないであらうか。かの有名な大和國北葛城郡河合村佐味田寶塚古墳において、三六面の鏡が鱗狀に重なりあつて木棺上に配列されてゐたといふやうな特記すべき事實も一方に傳へられてはゐるが、攝津國三島郡豊川村宿久庄紫金山古墳においては、棺内にあつた一面を除くと、十一面の鏡が長い割竹形木棺の兩端外部に二群に分けて、石室の壁に立てかけて置かれてゐた。また、山城國乙訓郡乙訓村長法寺南原古墳では、堅穴式石室内にあつた六面の鏡のうちの五面は、鏡面を外方に向けて壁面に立てかけられた状態で發見された^⑧。さらに備前國和氣郡鶴山村丸山古墳では、堅穴式室内に据えられた家形石棺の周圍に、少なくとも二十五面の鏡鑑が、棺蓋の突起の

上に置かれてゐたといふ一面を除いて、すべて鏡面を外方に向けて棺の兩側邊に立てかけて並列されてゐたといふ。あるひは大和國生駒郡都跡村佐紀衛門戸古墳では、長さ約二米三〇、幅五六、糧ばかりの板石の一端をとりかこんで、十四面の鏡がコ字形に配列せられ、殘餘の兩側には刀劍及び銅鏃が並べられてゐて、遺物の配置は長さ三米、幅一米五〇の糧の範圍を出なかつたと傳へてゐる^⑩。

以上の諸例から考察すると、古墳の副葬品として多數の鏡鏃を納める際の一つの方法として、これを棺外に適當に配置し、しばしば鏡面を外方に向けて立てかける風習があつたことや、時に



第十六圖 Fig. 16.
大和國生駒郡都跡村佐紀
衙門戶古墳遺物配列狀態略圖

はそれが認められなかつた本銚子塚古墳の場合に對しては、改めてそれらの遺物が本來木棺外に置かれてゐたものとするのが、かなり有力な解釋と考へられてくるのである。

さて、かくの如く本銚子塚古墳の場合に示された葬法の種々の特徴を検討してみると、つぎには當然その墳丘の形狀が問題にされるべきであらう。等しく前方後圓墳と呼ばれる墳形の中にも、時期による各部の比例の變化が著しく、これを畿内の皇陵を主なる資料として編年的に配列した場合に、前方部の低く細い型式から同部の高く廣い型式へ、ほぼ漸進的な變遷が見出され、應神・仁徳

兩陵をもつて代表される最盛期の頃は、同時に前方部がまさに後圓部に匹敵せんとするにいたつた時であるといふことは、すでに濱田耕作博士の指摘せられたところである。^⑧そこで本銚子塚古墳の外形の如きも、もしこれをそのまま畿内の皇陵の規準に當てはめて論ずるならば、前方後圓墳としてはかなり古い型式のものに近いことになるのであるが、地方における前方後圓墳變遷の経過と時間とが、畿内のその完全な投影とは認めがたいことも、またすでに注意されてゐる。したがつて、單なる外形の比率論からでは、本古墳の置かれるべき位置の決定は困難であるといふほかなく、また、たとへ形態的には畿内の古い型式を傳へてゐるとしても、その營造方法がほとんど盛土によつてゐるらしいといふことは、本古墳の年代推論に際して、考慮にいれるべきいま一つの色であると思はれる。

これを要するに、遺蹟から推論せられる本銚子塚古墳の相對的な年代觀は、石室構造の原理が堅穴式に屬し、墳丘の外形が前方部の低く狭い型式を傳へてゐるとしても、それは割竹形木棺を内部に收めた、長大な堅穴式石室を、自然の地形を修飾して形を整へた前方後圓墳の内部主體としたやうな、畿内の代表的な前期古墳の墓制とは同一視しえないものであること、したがつて、畿内において組合式長持形木棺の採用がはじまり、それを粘土で包んだ短い粘土槨や、その木棺の型式を石に移した組合式長持形石棺を收めた、廣く短い堅穴式石室が作られるやうになつた頃の、かつ、墳丘についていへば、人爲的な盛土によつて前方後圓墳が築造せられる風の起つた、前期末乃至中期の墓制に、種々の點で類似する事實が認められるといふことになるのである。これを北九州地方の古墳との比較によつて考へるならば、まづ、畿內的な長大な堅穴式石室を有したらしい豊前國京都郡

如田町南原石塚山古墳^⑦との先後關係は、形式論的には石塚山古墳の古いことが考へられるとしても、實年代についてはそれを直ちに移して斷すべきではあるまい。また、すでに横穴式石室の構築を行つてゐる糸島郡周船寺村丸隈山古墳^⑧の外形が、前方後圓墳としては銚子塚古墳に比べてやや前方部の擴がつた型式に屬するらしいことから、それよりは少しく先行する時期のものとする可能性が考へられるのであるが、これはむしろ遺物の面からさらに論すべきことであらう。さらに、本銚子塚古墳の有銘三神三獸獸帶鏡と同范の一鏡を副葬品中に有する、肥前國東松浦郡玉島村谷口立中古墳の内部構造が、上部の持送り狀に築かれた特殊な竪穴式石室の中に、組合式長持形石棺を藏したものであることは、同范鏡の副葬が必ずしも常に短期間に限られるべきであるとはいへないにしても、本古墳の年代を考へる上に參考とするに足る事實であらう。しかもそれらは、畿内の墓制との比較から導かれた先の見透しに、特に變更を加ふべき新事實を與へるものではないのである。

註①梅原末治博士「小濱村赤鳥七年鏡出土の古墳」『兵庫縣史蹟名勝天然

紀念物調査報告』第十四輯、昭和十四年。

②小林行雄「技術から見た古墳の様式」『考古學』第五卷第六號、昭和九年）においてこの問題にふれたことがある。

③たとへば攝津國三島郡豊川村宿久庄紫金山古墳の竪穴式石室において見られた構造法はこれであつた。

④小林行雄「竪穴式石室構造考」(京都帝國大學文學部編『紀元二千六百年紀念史學論文集』、昭和十六年)。

⑤梅原末治博士「備中都窪郡の二三の墳墓に就いて」『歴史と地理』第

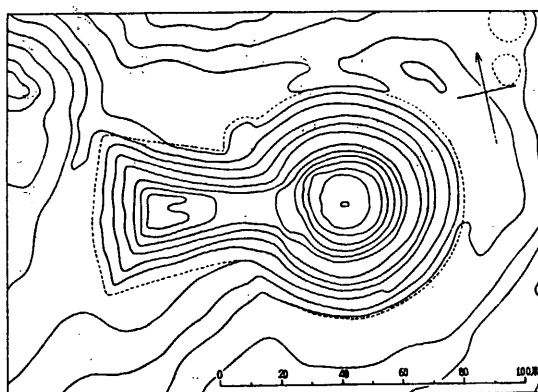
十五卷第一號、大正十四年)。

⑥梅原末治博士・森本六爾「大和磯城郡柳本大塚古墳調査報告」『考古學雜誌』第十三卷第八號、大正十二年)。

⑦梅原末治博士「丹波國南桑田郡篠村の古墳」『考古學雜誌』第九卷第二號、大正七年)。なほ博士はこの時すでにそれが滿洲に行はれてゐる木棺と類似した外形を呈することを指摘して居られる。

⑧岸熊吉「木棺出土の三倉堂遺蹟及遺物調査報告」『奈良縣史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十二冊、昭和九年)。

⑨岩井武俊「近時發掘城・河の二古墳とその發見遺物」『考古學雜誌』



第十七圖 Fig. 17.

筑後國八女郡下廣川村一條石人山古墳外形實測圖

第二 鐵製素環頭大刀について

遺物に關する考察(一)

本古墳の副葬品はその品目から見ると比較的種類が少なく、すでに年代觀の確立されてゐるやうな遺物には乏しいのであるが、その中でやや注目すべきものとして三口の鐵製素環頭大刀の存在が挙げられる。この種の素環頭大刀はわが國のみでなく、南鮮の三國時代古墳からもしばしば發見されるものであつて、從來それは、柄頭の環形の中に龍鳳などの彫刻を配した、金銅製などの装

第三卷第七號、
大正二年。

⑩ 梅原末治博士・

武藤誠「奥山古

墳」『兵庫縣史

蹟名勝天然紀念

物調査報告』第

十一輯、昭和十

年。

⑪ 梅原末治博士

『佐味田及新山

古墳研究』(大

正十年)。

⑫ 梅原末治博士「乙訓村長法寺南原古墳の調査」『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十七冊、昭和十二年。

⑬ 梅原末治博士「備前和氣郡鶴山丸山古墳」(日本古文化研究所報告第九『近畿地方古墳墓の調査』三、昭和十三年)。

⑭ 大正二年五月二九日附、郡山警察署宛届出書類による。

⑮ 濱田耕作博士「前方後圓墳の諸問題」『考古學雜誌』第二十六卷第九號、昭和十一年、『考古學研究』所收、昭和十四年。

⑯ しかし筑後一條石人山古墳(第十七圖)などよりは、銚子塚古墳の方が古い形をもつてゐるといふ程度のことはいひうるであらう。

⑰ 梅原末治博士「豊前京都郡の二三の古墳」『中央史蹟』第九卷第六號、大正十三年)。

⑱ 島田寅次郎「丸隈山古墳」『福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第一輯、大正十四年)。

飾的な型式に對して、始原的なものとして擧げられる程度であり、その年代についても、漠然と古式古墳に多いなどといはれるのみで、詳しく論じた研究を見ないものである。いま管見に存するわが國出土の鐵製素環頭大刀の中で、伴出遺物や古墳の状態の比較的明かなものを數へると、つぎの様な實例がある。

1 豐前國京都郡荊田町南原・石塚山古墳

緩かな傾斜地に作られた三段築成の前方後圓墳で、長さ約五〇間、前方部幅十五間、後圓部徑はこれに倍加し、高さ約五間といふ。葺石は認められるが、埴輪圓筒はまだ發見されてゐない。後圓部に扁平な小割石を用ひたらしい堅穴式石室があつて、長三間、深三尺餘、横幅上二尺、下三尺、左右石垣、其中ナル土ハ朱ノコトク穿見ルニ鏡十四面、劍鉞矢ノ根ノ類出ス」と傳へられてゐる。現存する遺物としては、日月天王三神三獸獸帶鏡及び四神四獸獸帶鏡など八面のほかに、銅鏃と鐵製素環頭大刀の斷片がある。^①

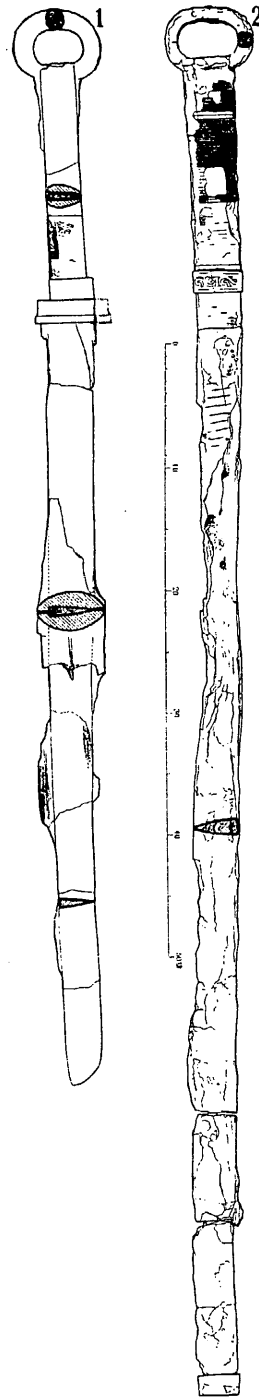
2 肥後國玉名郡彌富村繁根木古墳

傾斜地につくられた二段築成の圓墳で、直徑約一〇〇尺、高さ十五尺餘のものであつたと推定されてゐる。墳丘の南側に偏して、玄室と美道との間に前室を備へた横穴式石室があつて、主軸を東西におき、入口を西に向けてゐる。石室は扁平な板石を小口積みにした、この地方に多い構造のもので、玄室には周壁に沿ふて槨壁があり、またその上に石棚があつたと傳へてゐる。安政四年の頃、村民がこれに掘りあてて、眉庇付冑二(冑三と傳ふ)、横矧板鋌留短甲、頸甲、籠手または臍當二個、環頭大刀數口、鐵鏃多數が石棚の上にあるのを發見したといふが、環頭大刀については詳しい記述がない。

その後、明治十七、八年頃にいたつて、この古墳の中央部から別に家形石棺が發掘されたが、棺内に

は刀劍五口、貝輪二個、金銅片等があり、棺外から槍身三口を獲たといふ。いま、この石棺内發見の刀劍五口に屬すると思はれる刀身三口が保存されてゐて、そのうち二口は鐵製素環頭大刀であることが知られてゐる。すなはち、その一は長さ二尺三寸八分、環頭の長徑が一寸六分のものであり、他の一口もほぼ同形であるといふ。^②

3 出雲國能義郡荒島村荒島・大成古墳 小丘陵の上に作られた、一邊の長さ二十間ばかりの古墳で、葺石が著しく、長さ約二六尺、幅三尺八寸、高さ三尺五寸の竪穴式石室を内部主體とする。副葬品と



第十八圖 (1)出雲大成古墳及(2)朝鮮道濟里第五〇號墳發見鐵製素環頭大刀實測圖 Fig. 18.

しては二神二獸鏡、刀劍、鐵鏃、土師器などが擧げられてゐるが、そのうちに鐵製素環頭大刀一口が含まれてゐる。長徑七・二寸の素環を有し、全長八七・五寸の、ほとんど反りのない直刀で、柄縁及び鞘口に木製装具の一部が遺つてゐるのが注意に價する(第十八圖^①)。

4 備前國邑久郡行幸村服部・花光寺山古墳 低い丘陵を利用して作つた、前方部の低く細い、前方後圓墳で、長さ約三六〇尺、後圓部徑二二〇尺、前方部幅一八〇尺、後圓部高三三尺、前方部高十八尺と計測されてゐる。後圓部の中央に凝灰岩製の組合式長持形石棺があり、その前後に板石で圍んだ小

石室が附設されてゐて、そこから鏡二面、刀劍鎗身、刀子、斧頭、鉈、鐵鏃、銅鏃などと共に、總長二尺九寸の内反りの鐵製素環頭大刀一口が檢出されてゐる。^④ 二面の鏡は内行花文鏡と三神三獸獸帶鏡であるが、前者は傳世の舶載品であり、後者は銚子塚古墳のそれとは異つた型式の仿製鏡である(六〇頁、表參照)。

5 和泉國堺市旭ヶ丘・七觀古墳 履中陵の後圓部の後方にある徑四〇米、高さ八米の圓墳で、二個以上の粘土槨があつたらしく、遺物の出土状態は明確を缺くが、三角板革綴衝角付冑、細板鉄留衝角付冑、三角板革綴短甲、三角板鉄留短甲、頸鎧、肩鎧等が、刀劍、鎗身、鐵鏃、斧頭、鉈及び鐵製環狀の鏡板を備へた轡その他の馬具とともに採集されてゐる。鐵製素環頭大刀一口は、身の長さ二尺三寸一分、莖の長さ四寸七分、これに長さ一寸七分、幅二寸の扁圓形の素環を附した内反りのものである。^⑤ といふから、全長は二尺九寸五分になる。最近同じ古墳の一部から金銅製龍文透彫鍔帶金具^⑥が三角板革綴短甲その他とともに發掘されてゐる。

6 大和國生駒郡跡村佐紀衛門戸・丸塚古墳 日葉酢媛陵の東方約三〇〇米の畑地の間にある圓墳で、大正二年に土地の所有者が礫石採掘のため發掘中に遺物を發見したといふ。當時の警察署への届書によると、地表下四尺に厚さ一尺五寸の粘土層があり、その下方から遺物が發見され、その下には厚さ五寸の粘土層をへだてて、二枚の板石が敷かれてゐたといふから、一種の粘土槨を内部主體としたものであらう。鏡十四面、刀劍二一口のほか、銅鏃十九個があつたやうである。この届書にはない琴柱形石製品四個を、伴出品として取り扱つてゐる人もあるが、以上が副葬品のすべてではなかつたかも知れない。届書には鐵製素環頭大刀と認められるもの四口が圖示されてゐて、長さ二尺九寸、一尺六寸などと記入があるが、四口がそれぞれ大小種々であつたことを推しうる

に過ぎない。もとよりこの種の刀の特色である内反りの有無などは記載がない。

7 山城國綴喜郡八幡町志水・東車塚古墳 八幡町の南方に河内街道を挾んで存する二基の前方後圓墳の一つで、西車塚が自然の丘陵をある程度利用して作られたと認められるに對し、この東車塚の方は平坦地にあつて、ほとんど盛土ではないかと思はれる。墳丘はいま舊松花堂の庭の一部となつて、原形をどどめてゐないが、もと後圓部徑が二十間に上るものであつたことを推測しうる。遺物は後圓部と前方部とから別々に發見されたといふが、後圓部の埋葬設備は一種の粘土槨であつて、鏡、三面、勾玉、二個のほか、刀、劍、斧頭、鐵鏃、甲冑などが副葬されてゐたと傳へる。その中に三、口の鐵製素環頭大刀があつて、一は身の長さ二尺五分、莖四寸七分、その端に長徑一寸七分、短徑一寸二分の扁環を附し、全身少しく内反りを示すもの（全長二尺六寸四分）、二は前者に比して大型の環を有する内反刀の斷片、三はまた莖部のみを存する斷片であると報告されてゐる。^①なほ、前方部發見の二神二獸鏡には、それが仿製鏡かと思はれるものであるにもかかはらず、尙方作竟ではじまる三八字の銘帶があるのは、中國製鏡をそのままふみかへして鑄造したためであるといはれ、その點では銑子塚古墳の仿製有銘鏡とは性質を異にしてゐる。

8 伊賀國名賀郡依那古村才良・石山古墳 丘陵を修飾して作つた前方部の狹長な前方後圓墳であつて、全長約一二〇米、後圓部徑約七〇米、前方部幅約四〇米、後圓部高一米、前方部高六米ある。後圓部にある三個の粘土槨のうち、すでにふれた西方の槨から、六七個の鍬形石、石劍、車輪石をはじめ、鏡、玉類のほか、刀子や斧などの同種多量の滑石製模造品などの豊富な副葬品とともに、鐵製素環頭大刀一口が發見された。また、東方の槨の外部に置かれた副葬品中にも、箱に收めて埋めたと思は

れる状態で発見された鐵刀二〇口のうちに、一口の鐵製素環頭大刀が含まれてゐた。前者は全長一米を超える長大な内反りの大刀であり、後者はさらにそれよりも長く、一米一〇釐あり、直弧文を線刻した木製漆塗の装具を有するものであつた。この東槨の内部からは、また同種多量の滑石製模造品とともに、巴形銅器を飾りつけた楯、鞆や、三角板革綴の短甲などが発見されてゐる。

9 尾張國西春日井郡桶村味鏡・白山藪古墳 徑約十五米の圓墳で粘土槨があり、鏡三面、勾玉、管玉、小玉などに伴つて、鐵製素環頭大刀一口が槨内に副葬されて居り、槨外にも多數の鐵劍があつたと傳聞する。昭和二五年度に南山大學の調査したものである。

10 美濃國不破郡青墓村矢道・長塚古墳 平坦地に作られた前方後圓墳で、長さ約四五間、後圓部徑約二五間、前方部幅約十三間、後圓部高十四尺、前方部高九尺、現狀では湮の痕跡は全く認めることができないといふ。後圓部から二個の木棺が発掘され、多數の石釧類が出土した點で著名であるが、鐵製素環頭大刀一口があつたのは、最初に発見された方の木棺内で、その棺内には鏡三面、鍬形石三個、勾玉、管玉、鐵刀三口があり、棺外からも鐵刀、銅鏃などが検出されてゐる。もう一つの木棺からは、鏡三面、石釧七〇個、石杵二個、石製合子一個その他が発見された^⑧。

なほ、以上の諸古墳出土の鐵製素環頭大刀とはやや特徴を異にするが、あはせ考へるべきものに次の二例がある。

11 肥後國玉名郡江田町船山古墳 平坦な臺地上に築かれた前方後圓墳で、長さ約一四〇尺、後圓部徑九〇尺内外、前方部幅七八尺、後圓部高二六尺餘、前方部高約二〇尺ある。後圓部に横口式家形石棺を直接埋めた内部構造があつて、金銅製の冠帽、沓帶金具が、細金細工の耳飾二種や、鏡六面、玉類、衝

角付冑、横矧板革綴短甲、横矧板鋌留短甲、頸甲、馬具、刀劍、鎗身、鐵鏃、陶質土器などと共に副葬されてゐた。環頭大刀二口もその中に含まれてゐて、その一は鋒先の部分が少しく缺失してゐるが、現存長二尺六寸七分あつて、柄頭は薄い銀板で包まれた素環になつてゐる。その二は長さ二尺七寸三分あつて、環内に裝飾的附屬物を配してゐないといふ點では、素環頭大刀の系統に屬するが、その莖に装着した環には龍文を浮彫で表はし、それに銀象嵌を施し、さらに一部に金箔を置くといふ^⑥。他に類のない遺品である。

普通に鐵製素環頭大刀と呼ぶものは、すべて鐵鏽によつて厚く被はれ、肥大した状態で發見されるので、たとへ環にこの様な彫刻が施されてゐたとしても、それを注意しえないのではないかといふ懸念はあるが、一應この船山古墳の彫文素環頭大刀は、鐵製素環頭大刀としては特殊な遺例として扱つておきたい。

12 河内國南河内郡藤井寺町津堂・城山古墳 臺地の末端に位置するが、ほとんど全部土を盛つて作つたと思はれる、廣い周濠をめぐらした前方後圓墳である。いま著しく削平されてゐるが、もとは長さ五五〇尺を超へ、前方部幅約三八〇尺、後圓部徑はほぼこれに等しく、後圓部高は五〇尺に達したと推定されてゐる。明治四五年、その後圓部において巨大な組合式長持形石棺を藏した豎穴式石室が發見せられ、棺の内外から鏡三面、玉類、車輪石一個、金銅製弓弭一個、銅製矢筈五個、銅鏃一個、刀劍、石製刀子一個、石製劍一個、巴形銅器八個、その他の遺物が採集された。そのうち、棺外にあつた環頭大刀一口は、環内に鐵製の鳳頭の形象を配した形式であるが、棺内から發見された鐵製素環頭劍身一口は、關より鋒にいたる長さ二尺一寸三分、身幅一寸七分あり、長さ五寸の莖を経て、いまほとん

ど缺失してゐるが、環狀に作つた柄頭を有してゐる。残存する全長二尺七寸といへば、劍としては長大なものであり、環頭を有する點から見ても、異例の遺品であつて、一般の鐵製素環頭大刀との關聯において、十分に問題とするにたるものである。

さて、以上に列舉した十餘の古墳は、鐵製素環頭大刀を出土した古墳の全部でもなく、またその内容もかなり變化があつて、わづかの實例から結論めいたものを導き出すことは危険であるが、少しくこれらの古墳の年代觀について私見を述べて見たい。

まづ豊前石塚山古墳であるが、その内部構造が割石積みの長大な堅穴式石室であると推測せられる點では、畿内における前期古墳の諸例と一致するが、その立地や段築の完成した墳形から見ると、必ずしもそれと同一視しえないことが想はれる。それが畿内から遠く離れた九州の古墳であることをも考慮して、かりに漠然と四世紀のものと推定しておきたい。つぎの肥後繁根木古墳については、いま残つてゐる鐵製素環頭大刀を出した石棺には、それが家形石棺であるといふ點に着目する以外に、年代を論ずるにたる副葬品がない。しかし、同じ封土の中にある横穴式石室からは、眉庇付冑二個が発見されてゐるから、この比較的年代の限られた遺品の存在によつて、五世紀中葉といふ時代をこの古墳に與へることができらう。出雲大成古墳の場合は、その内部構造が古い堅穴式石室の形式によつてゐる反面において、その外形が畿内では古くはあまり例を見ない方墳であるといふ事實を考慮して、これまた四世紀代のものと推定しておきたい。備前花光寺山古墳の年代は、その石棺が粗製であるとはいへ、組合式長持石棺の範疇に屬するものであるといふ事實によつて、この形式の石棺の盛行した、五世紀代あるひはそれに近いものと推論するのも一つ

の方法であらうが、傳世の内行花文鏡を有することなどからいへば、四世紀代に置かれる可能性が強い。多少の餘裕を與へて、この古墳を四〇〇年頃のものとして考へて置かう。和泉七觀古墳はもしそれが履中陵の陪塚であるとすれば、その上限は五世紀前半に遡ることになる。副葬品中の甲冑になほ革綴の型式のものが多く、金銅製帶金具の龍文から考へても、その可能性は多分にあるが、他方にはすでに馬具の伴出をも見てゐることであるから、まづ五世紀中葉に比定しておきたいと思ふ。大和衛門戸古墳もまた、その位置から考へて、成務陵・日葉酢媛陵よりも新しく、磐之媛陵などに近い年代のものである可能性が強い。その意味で漠然と四世紀代といひうるに過ぎないが、鏡がすべて仿製品であり、しかもその内行花文鏡や龍鏡の圖文^⑧から見れば、むしろ四世紀の後半、あるひは四〇〇年前後に比定すべきもののやうに思はれる。いづれにしても、すでに述べたやうに遺物の配列状態や、その配置の範圍から考へられる棺の大きさが、銚子塚古墳にきはめて近似してゐる點で、それとほぼ同じ頃の古墳と認めることができるであらう。山城八幡東車塚は墳丘の破壊がはなはだしいので、その方面から立論することは困難であるが、竪穴式石室を内部構造とし、自然の地形の利用度の高い西車塚に比べて、やや後に作られたものと見ることは許されるであらう。さうすると相當の振幅をもつて、一應四〇〇年前後のものと考へることができであらう。伊賀才良石山古墳は墳丘の位置、形狀から見れば古調を存してゐるが、形象埴輪には應神陵のそれに近似するものがあり、碧玉製腕飾類の豊富な副葬とともに、刀子・斧などの多數の滑石製模造品の發見もあつて、著者のひそかに四〇〇年前後に比定しようと考へてゐるものである。かくの如く同種多量の石製模造品を埋葬に使用した時期が、古墳時代中期の前半、すなはち、四世紀末乃至五世

紀前葉に求められることについては、別に論じたことがあるから、ここでは繰り返へすことを避ける。尾張白山・簀古墳については特にいふべきことはない。美濃長塚古墳については、それが平坦地に作られた前方後圓墳である點を強調したく、他の一棺における七〇個の石釧の副葬が、伊賀石山古墳の鍬形石・車輪石・石釧を合算した數量にほぼ近い點で、全國的に一、二を爭ふ特殊な遺物相を示す事實を、木棺を用ひた葬法の一致とともに、年代の近接さを物語る證據として挙げたいと思ふのである。肥後江田・船山古墳の年代が五世紀後葉に求められることについては、また別に述べたことがある。この古墳がその他の諸古墳よりも後におかれるといふことは、同古墳出土の鐵製環頭大刀のみが、環身に彫刻や象箆のある特殊な形式に屬してゐるといふ事實と矛盾するものではない。河内津堂・城山古墳の長持形石棺は、この種の石棺の中ではおそらく早い時期のものと思はれる。したがつてこの古墳が允恭陵に比定せられてゐることを論外においても、五世紀の前半にその年代を考へることは動かないであらう。車輪石・銅鏃・巴形銅器・石製刀子・石製劍など、伊賀石山古墳と共通した遺物のあることも注意すべきであらう。

これを要するに、鐵製素環頭大刀がわが上代の古墳に副葬せられた年代を、もし一定の範圍に限りうるとすれば、それはすでに墳丘が自然の地形の利用から、人爲的な盛土による築造に移りはじめた時期以後であり、しかも前方後圓墳においては、地方ではその前方部の形狀がなほ低く細い形に作られてゐた時期にはじまつてゐることが知られる。内部構造に長大な豎穴式石室を用ひた例としては、豊前に一例があるにすぎないのは、偶然の結果であるかも知れないが、それが木棺を直接土中に埋めた粘土槨の盛行した時期であることは否定し得ない。その木棺に、割竹形の長大な

もののほかに、すでにそれよりは短い組合式長持形木棺の形式が採用せられはじめ、また組合式長持形石棺の發生をも見てゐることも事實である。その時期の中ではおそい一例であるにしても、家形石棺もまた鐵製素環頭大刀の世に行はれた時期において出現してゐる。伴出副葬品からいへば、碧玉製腕飾類や銅鏃の使用がなほ續いてゐるとともに、同種多量の滑石製模造品や馬具の副葬もこの時期にはじまつてゐる。甲冑では短甲に三角板革綴および横矧板革綴の手法がまだ殘存してゐるが、鋌留短甲や挂甲の出現期とも相接してゐたやうである。眉庇付冑の行はれた短い時期も、鐵製素環頭大刀の時期と接觸をもつてゐる。これを實年代でいへば、四世紀中葉から五世紀中葉にわたる頃と考へられ、簡單に四〇〇年前後に中心を置くものといふも、大きな誤りはないかの如くである。

しかし、以上のような結論は、鐵製素環頭大刀の年代を日本の古墳の副葬品のみによつて考へた場合に導かれるもので、これがわが國獨自の遺物でない以上、さらに海外の實例による検討が必要であらう。素環頭大刀の源流は古く北方系銅刀子の環頭にまで遡るまでもなく、漢代の銅製素環頭大刀に直接の原型を求めうる上に、また樂浪古墳においてすでに鐵製素環頭大刀の發見されたものがあるから(第十八圖2)、それが三世紀代にわが國へもたらされたことを考へることも不可能ではない。さらに『魏志倭人傳』に魏の天子から卑彌呼への下賜品の一つとして擧げられてゐる五尺刀^④二口の實體を、もしわが國に普通に用ひられてゐた鐵刀とは様式の異つたものに求めるとすれば、この種の鐵製素環頭大刀のほかに適當なものが見當らないことも事實である。しかしまた、朝鮮三國時代の新羅古墳の副葬品中にも、同じ鐵製素環頭大刀がしばしば發見せられてゐる。そこで

はこの種の大刀は、この時代を代表する龍鳳の彫文を環内に配した、金銅製その他の華麗な環頭の形式に比して、より古い時期の古墳に副葬せられてゐるといふよりも、かへつて一段粗末な大刀の形式として、同じ時期に内容の豊かでない古墳の遺物群中に含まれてゐるといふ事實がある^⑥。したがつて、南鮮における鐵製素環頭大刀の使用年代は、五世紀後半あるひは六世紀前半においても、なほ續いてゐたものと見るほかはないであらう。しかも朝鮮におけるそれらの鐵製素環頭大刀が、金銅製その他の有飾環頭大刀と同様に、耳飾や鍔帶金具などの、金銀を使用した裝身具を伴つて副葬せられてゐるに對して、わが國では有飾環頭大刀はしばしばそれらの遺品を伴出するが、鐵製素環頭大刀はからうじて和泉七觀古墳における必ずしも同時の埋葬に屬するとは斷定しがたい遺物群中に、鍔帶金具^⑦の隨伴した一例を見るのみである。もつともわが國においても鐵製素環頭と有飾環頭との二種の柄頭が、全く無關係なものではなかつたことは、河内津堂城山古墳から珍らしい鐵製素環頭劍と鐵製有飾環頭大刀とが、石棺の内外から伴出した一例があり、また肥後江田・船山古墳出土品のやうな、鐵製素環ではあるが環體に彫刻と銀象嵌とを加へた、裝飾的に有飾環頭大刀に一步近づいた遺品の發見されてゐることによつて立證せられる。前者が五世紀前葉に比定せられて、わが國における有飾環頭大刀のほゞ上限を示し、後者がまた五世紀後葉に位置づけられて、鐵製素環頭大刀の主としてわが國で行はれた時期の後につづくものであるとする私見が容れられるならば、わが國においては、鐵製素環頭大刀と有飾環頭大刀とは、互にその盛行した時期を異にし、ほゞ前後の時間的關係を保つて行はれたものの如くである。

したがつて、もし朝鮮における鐵製素環頭大刀の使用の時期を、樂浪木槨墳出土の漢代の遺品に

はじまり、三國時代新羅古墳の諸例にいたるものとして、ただわが國よりも早くから用ひられ、かつ遅くまでつづいたといふ表現で理解するならば、問題はきはめて簡單であらう。しかし、實はわが國の遺品の半ばが、その頃に當ると考へうる四世紀の後半の頃は、半島では丁度適確な鐵製素環頭大刀の實例の乏しい時期に當つてゐるのである。したがつて、日本古墳出土の鐵製素環頭大刀の系統としては、必ずしも朝鮮に直結するものでなく、その背後の中國における流行の反映として解釋すべきものではあるまいか。もつとも、わが國における鐵製素環頭大刀出土古墳の年代が、四世紀中葉以前には遡らないであらうといふ如上の私見に對しては、それが系統的に大陸につながるものである以上は、遺品の傳來がより古くありえたことを考慮することも可能である。ただし、當時の古墳から發見される數多くの刀身のうちで、これのみが大陸よりの傳來品であると斷じうる證據もまた乏しく、その刀身にやや顯著な内反りの見られるものが多いといふ一事を除いては、直弧文を刻した木製漆塗の裝具を有する伊賀石山古墳例の如く、少なくとも外装はわが國獨自の意匠によつたことの知られるものもある。要するに可能な種々の場合を考慮しても、わが國の古墳に鐵製素環頭大刀の副葬が行はれた年代の中心が、四〇〇年前後に位置づけられるといふ點には支障がないと思はれる。それはまた、本銚子塚古墳の年代觀に一つの示唆を與へるものである。

註①梅原末治博士「豊前京都郡の二三の古墳」(『中央史壇』第九卷第六號 大正十三年)。

②梅原末治博士・古賀德義・下林繁夫「熊本縣下にて發掘せられたる主要なる古墳の調査(第一回)」(『熊本縣史蹟名勝天然記念物調査報告』第二冊、大正十四年)。

③梅原末治博士「丹波國南桑田郡篠村の古墳(特に方形墳に就いて)」(『考古學雜誌』第九卷第一號、大正七年)。

④梅原末治博士「備前行幸村花光寺山古墳」(日本古文化研究所報告第四「近畿地方古墳墓の調査」二、昭和十二年)。

⑤末永雅雄博士「七觀古墳とその遺物」(『考古學雜誌』第二三卷第五號、

昭和八年)。

⑥『京都大學文學部陳列館考古圖錄 新輯』(昭和二六年) 圖版二二參照。

⑦梅原未治博士「山城國八幡町の東車塚古墳」(『久津川古墳研究』大正九年)。

⑧藤井治左衛門「岐阜縣不破郡青墓村大字矢道長塚古墳」(『考古學雜誌』第十九卷第六號、昭和四年)、同「岐阜縣長塚古墳第二回發掘品報告」同第十九卷第七號)、同「岐阜縣長塚古墳第三回發掘品報告」(同第十九卷第九號、昭和四年)。

⑨梅原未治博士「玉名郡江田村船山古墳調査報告」(『熊本縣史蹟名勝天然記念物調査報告』第一冊、大正十一年)、及びその後の同博士の調査に依る。

⑩梅原未治博士「河内國小山城山古墳調査報告」(『人類學雜誌』第三卷第八・九・十號、大正九年)。

⑪たとへば丹後國與謝郡岩瀧町大風呂・丸山古墳からも、全長七六厘の鐵製素環頭大刀が出土してゐることを、本書校正中に知ることができた。丸山古墳は宮津灣に臨んだ山上の圓墳で、箱式棺を内部主體とし、

伴出品としては畫象鏡一面、銅鏡十六本が知られてゐる。樋口隆康氏の教示による。

⑫小林行雄「古墳時代における文化の傳播(上・下)」(『史林』第三三卷第三號・第四號、昭和二五年)。

⑬後藤守一「漢式鏡」(大正十五年)。

⑭『魏志倭人傳』に景初三年十二月(原典には二年とあり)倭の女王の獻貢に對する返禮の品を列記した後につづけて、「又特賜_三汝紺地句文錦三匹、細斑華鬘五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠、鉛丹各五十斤、皆裝封付_二難升米、牛利_一。」とある。銅鏡百枚その他に對して刀二口といふのは少きにすぎると思ふが、それには魏の側に何か理由があつたのであらうか。それとも倭人が刀を欲しなかつたのであらうか。

⑮たとへば有光教一「慶州皇南里第八十二號墳第八十三號墳調査報告」(『昭和六年度古蹟調査報告第一冊』昭和十年)、齋藤忠「慶州皇南里第百九號墳皇南里第十四號墳調査報告」(『昭和九年度古蹟調査報告第一冊』昭和十二年)等を見よ。

第三 三神三獸獸帶鏡について

遺物に關する考察(二)

銚子塚古墳出土の副葬品の中で、つぎに問題とすべきものは十面の鏡鑑である。そのうちの二

面は中國製で、かつわが國において傳世した後にこの古墳に副葬せられるにいたつたものであり、他の八面は仿製鏡であることはすでに前篇で明かにした如くである。

さて、これらの十面の鏡のうちで、まづ第一に取り上げるべきものは、特殊な一面の鍍金鏡であらう。中國において、白銅製の鏡鑑の背面に鍍金を施して、一層その華麗さを増さしめる技が行はれたのは、戰國式鏡に見る金銀錯や、唐鏡における貼金銀の手法との關係を不問に附するとすれば、現在の知見では漢中期と六朝代とのある種の鏡式に限られてゐるやうである^①。前者にあつては本銚子塚古墳出土品に見るやうに、方格規矩四神鏡系統の鏡式に多く鍍金の手法が用ひられ、時には美濃國揖斐郡豊木村城塚古墳出土の遺品^②に示されたやうに、同種の線表出の獸帶鏡にもその事實が認められる。また、後者にあつては肥後國球磨郡人吉町才園古墳出土鏡^③に見るやうに、畫文帶神獸鏡の鏡式を主とするのである。しかも、鍍金鏡は中國においても發見例がさまで多くなく、梅原博士の蒐集せられた多數の資料中にもなほ十數面にとどまり、ひいてはわが古墳の出土品としても從來わづかに以上の二例が管見に存する程度で、かなり特殊な遺品といはねばならない。それをここに新に一例を加へたといふことは、さうした事實としては注意せらるべきものであるが、そのために日本古墳時代文化の價值を左右するほどのものではない。ただ、そのやうな特殊な遺品がわが國に傳へられ、古墳時代の文化圈としては邊境に位置する筑前西端の、本地方の有力者によつて保持せられたといふ點には、將來考察を加へる餘地があらう。

他の一面の舶載鏡である長宜子孫内行花文鏡は、從來わが古墳から發見された例が二十面を超えるほどで、古墳出土鏡としてはかなり普遍的な鏡式に屬するが、他方それがまた朝鮮樂浪郡時代

の古墳出土鏡中にも最も多い鏡式の一つであるところから見ると、以上の二面の中國製鏡が、はたしてこの地方の有力者によつて直接に大陸から輸入せられたものであつたか、あるひは畿内の政權との交渉によつて、國內における再度の移動の結果、この地に落着いたものであるかといふ問題の決定について、示唆するところがあるやうにも思はれる。

つぎに視野を本古墳出土の八面の仿製鏡に轉ずると、そのうちの六面がきはめて相似た鏡式の作品であり、また八面中には二面づつ三組の同范鏡を含む事實が重要視せられるのである。これに肥前谷口古墳出土鏡一面を加算すれば、有銘三神三獸獸帶鏡については、少くとも三面の同范鏡が近接した地域で保持せられてゐたことになる上に、谷口古墳には三神三獸獸帶鏡に屬するまた別種の二面の同范鏡がそれと伴出してゐる事實がある。三神三獸獸帶鏡といふ鏡式自身は、わが古墳出土の仿製鏡としてはもつとも類品の多いものであり、この鏡式に屬する二面の同范鏡が一つの古墳に副葬された前例も、すでに尾張國東春日井郡高藏寺町出川古墳^④や、長門國厚狹郡厚狹町西下津長光寺山古墳^⑤において見出されてゐるが、かく如く數種の同范鏡が一古墳からまとまつて發見せられたといふやうな事實は、攝津國三島郡豊川村宿久庄紫金山古墳^⑥における、各二面づつ二種の同范鏡の共存した例などを、既知の比較的多い場合として挙げうるにすぎなかつた。したがつて、一つの可能性のある解釋として考へられることは、この地方に少くとも數種の三神三獸獸帶鏡の鑄造を行つた鏡作工人が居住してゐて、その製品がその住地の近隣に供給せられ、その地方の有力者の需要を満たしたといふ場合である。まだ確認の機會を得ないが、同じ糸島郡の前原町泊大日古墳から、大さと背文とを等うする獸形鏡が二面出てゐるといふ^⑦ことなども、事實とすればま

た同時に考察すべきことであらう。もつとも、この場合、それを谷口古墳の隣村に當たる東松浦郡鏡村の地名に懸けて論ずるやうな、つきつめた見解は避くべきであるとしても、糸島郡怡土村の一帯が、筑紫郡春日村須玖につぐ銅鉾・銅戈・鎔范の出土地であり、古くより青銅器の鑄造の行はれた土地であることは、十分に参照せらるべきであらう。もし、これらの鏡が糸島・東松浦兩郡地方で作られたものであつたとすると、その中に含まれた有銘鏡の文字の轉寫の正確さも、海外交通輻輳の津としてのこの地方の特殊性によつて、またきはめて有利に説明しうると考へられる。

しかし、この地方における仿製鏡製作の實在を想定するといふことは、單にそれのみにとどまらず、すでに本銚子塚古墳の年代として種々の面から考察した、四〇〇年前後の怡土地方の文化が、さほどまで畿内におけるが如く高度の發展をとげてゐたといふことをも認めねばならないことになる。それはたとへ彌生式時代における青銅製利器の鑄造と、古墳時代における青銅鏡の鑄造とを直結し、技術的な傳統の潜在乃至持續を考慮することにより、その可能性に有力な傍證を與へるとしても、なほ速斷するには相當の問題をのこすのである。はたしてそれは寸毫の反證をも持たぬものであらうか。

まづ考へねばならないことは、銚子塚古墳出土の五種八面の三神三獸獸帶鏡は、すでに述べたやうにわが古墳出土の仿製鏡としてはきはめて類品の多いものである。したがつて、現在管見に存する範圍では、他の地方の古墳からこれと同范の鏡が発見されてゐるといふ事實を知りえなかつたが、調査の對象となる鏡の圖式が五種に上る以上、將來そのいづれかが畿内その他の地方で檢出される可能性がないとはいへない。その場合に、なほそれが北九州のこの地方で作られて、他の地

方へ傳送されたとのみいひうるであらうか。假定の上に立つた議論では不十分であるから、ここに一つの事實を提出しよう。上來しはば参照してきた肥前谷口古墳から發見された鏡は計七面あるが、そのうち四面は仿製三神三獸獸帶鏡で、他は位至三公鏡一面と捩形文鏡二面である。さて四面の三神三獸獸帶鏡のうち、銘字を有する一面は銚子塚古墳のそれと同范であり、他の三面は互に同范である二面と、それによく似た一面との二種の鏡式に屬してゐる。さて、實はこの二種の鏡式のうちの第一は、それと同范で作られ鏡^⑥が攝津國三島郡阿武野村土室阿武山古墳と、近江國野洲郡野洲町小篠原天王山古墳とから、各一面づつ發見されてゐるものであり、その第二もまた、一面の同范鏡が遠く美濃國不破郡青墓村長塚古墳から出土してゐるものである。しかも、前者では近江天王山古墳鏡にもつとも型崩れがはなはだしく、後者では肥前谷口鏡の方が圖文の鮮鋭さを缺く粗鏡である。かうなると、地方の製作者が粗惡な作品は手もとに留めて、優秀品を中央へ差出したとか、中央で作られた鏡のうちで精品はそこに留められて、粗作が地方へ讓られたとか、ある假定を立ててこれらの鏡の製作地を論議することは不可能になつてくるのではあるまいか。

しかし、そのやうな畿内の諸古墳との間に同范鏡の交流の事實の見られるのは、なほ肥前谷口古墳の出土鏡であつて、本銚子塚古墳の三神三獸獸帶鏡の場合においては、有銘鏡を除く、その四種におよぶ鏡式のすべてにわたつて畿内その他に、いまだ同范鏡の存在が注意されてゐないといふ點を強調して、かりにこの場合九州鑄鏡說に執するとすれば如何であらうか。それに答へるためには、問題の三神三獸獸帶鏡なる鏡式の特性について、しばらく概觀を試みる必要がある。

三神三獸獸帶鏡はいはゆる三角縁神獸鏡の一種であつて、内區に神像獸形を配し、その外側に雙

魚・天・蜺・鳳・鳳・龍・象等、二十四宿關係の動物文をめぐらした獸文帶がある點では、獸文帶三神三獸鏡同四神四獸鏡などと親縁關係にあるが、後者が「天王日月」あるひは「君宜宜」などの文字を配した方形によつて、四分あるひは六分された間に、獸形を一、二個づつ配する構成であるに對し、三神三獸獸帶鏡は一、二の例外的な末流作品を除けば、必ず獸帶中に十個の乳を置いて、その間に十個の獸形を配するといふ不思議な特色をもつてゐる相違がある。

さてかくの如く、三神三獸獸帶鏡は内區に六個の乳をもつほかに、獸帶中にも十個の乳を有するわけであるが、中にはさらにその外側にも十個の乳を附加したものが少數あつて、まづこの點で二群に分けられる。つぎにその内區の獸形が一樣に右向きであるか、あるひは左向きであるかを目標にして、またこれを二群に分けることに一つの意味があるやうである。この場合に三獸中の一つが方向を異にする特殊な例もあるが、それは多い方の向きによつて取り扱ふことができるであらう。さらに獸形の顔の位置が横になつてゐるか、直立してゐるかといふ變化も存在するが、これは複次的なものとして考へて差支へあるまい。第三の鏡式細分の目標は、獸帶中の十個の獸文の種類とその配列の順序とであつて、これによつてすでに十八種以上の組み合わせの實例が知られてゐる。あるひはまた、内區の六個の乳の内外に、しばしば配置されてゐる火焰形の圖形の數と位置も、鏡式の異同を判別する手懸りにはなるが、變化が少いので、決定的な同一性の證據とするには不十分である。以上を整理して表示すると次頁の表の如くなる。

このうち、16大和新山鏡については、その神獸の圖形の整備し、獸帶の圖樣もまた比較的正しく表はされてゐる點を指摘して、早く梅原博士が本鏡をもつて「多くの模造鏡の原型をなせり」とも解せ

番 號	乳 列	獸 形	出 土 古 墳	發見鏡數
1	1	左 横	筑 前 銚 子 塚	2
2		// //	筑 前 銚 子 塚	2
3		// //	筑 前 銚 子 塚	1
4		// //	筑 前 銚 子 塚	1
5		// //	攝津紫金山, 大和新山, 丹波親王塚, 長門長光寺山	5
6		// //	攝津紫金山, 長門長光寺山	3
7		// //	尾張出川, 山城稻荷山, 河内矢作, 近江龜塚, 伯耆大將塚, 等	9
8		// //	美 濃 長 塚	1
9		// //	日向西都原 2 號墳	1
10		// //	攝 津 阿 武 山	1
11		左 直	大和新山, 大和佐味田	2
12		左 ¹ 右 ² 直	攝 津 紫 金 山	1
13		右 横	甲 斐 銚 子 塚	1
14		右 直	肥前谷口, 攝津阿武山, 近江天王山	4
15		// //	肥前谷口, 美濃長塚	2
16		右 直	大和新山, 上野柴崎	2
17	2	左 直	攝津紫金山, 山城妙見山, 備前花光寺山	3
18		// //	山 城 寺 戸 大 塚	1
19*		左 横	攝 津 紫 金 山	1
20*		// //	攝津紫金山, 山城百ヶ池, 等	4

*19, 20は獸帶の獸文の表現が細線化した異例の鏡式である。なほ信濃座光寺鏡の如く本表から除いた異式のものが他にもある。

るるものと稱せられた^⑥のは、今日に
おいても卓見として従ふべきであら
う。内區の獸形が左向きである1—
11の諸鏡式群と、それが右向きであ
る13—15の諸鏡式群とは、この表
に示されてゐない通性として、神獸の
表現が同一群内で類似し、二群間で著
しく異つてゐる事實が挙げられるほ
かに、後者の一群においては、内區の乳
の外方に卍形の圖形が配され、また内
區と獸帶との間に鋸齒文帶を缺いて
ゐるといふ特色がある。もし16の一
鏡をもつて原型に當るものとすれば、
それからこれらの二つの鏡式群が派
生したといへるのである。この場合、
右向きの獸形をもつ原型から、左向き
の獸形をもつ鏡式が導かれることは、
鑄型の製作の際の不注意によつて起

Fig. 19. Several Variations of the Bronze Mirrors with Figures of Three Deities, Three Animals and Zodiac



16

大和新山古墳



7

尾張田川古墳



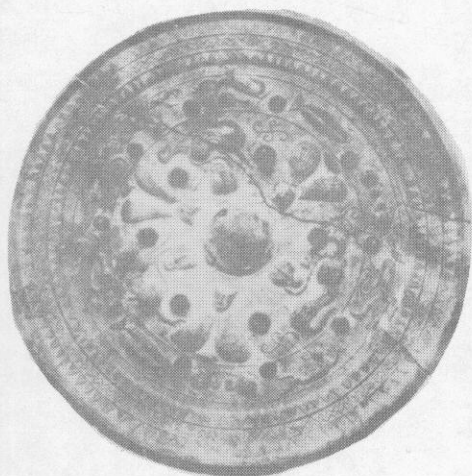
5

攝津紫金山古墳



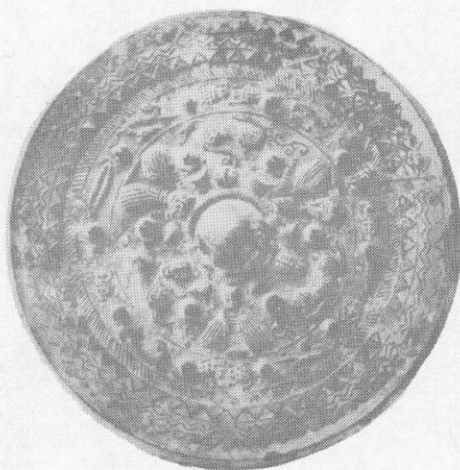
6

攝津紫金山古墳



15

美濃長塚古墳

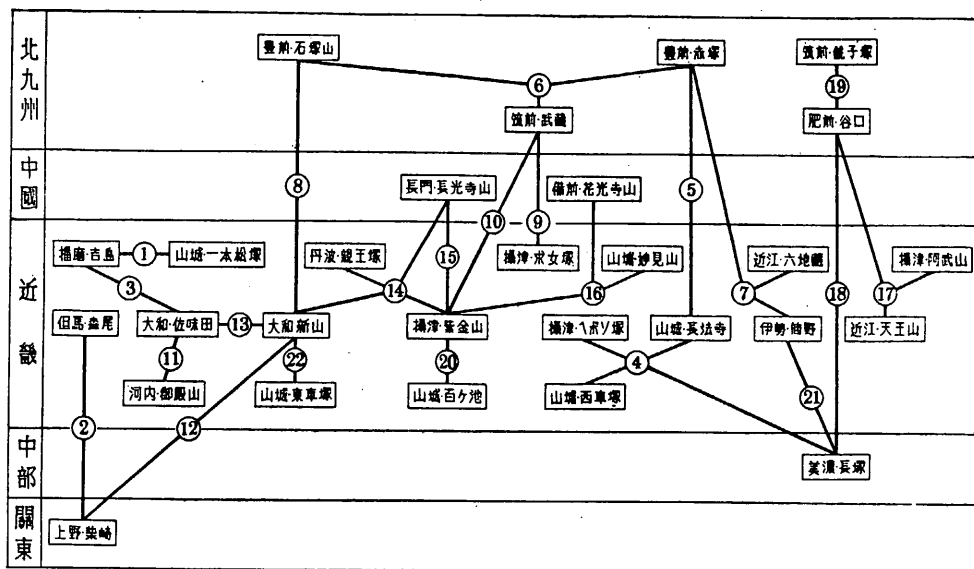


14

肥前谷口古墳

りやすいことであるが、顔の直立した原型から横位の圖形が生まれることはやや説明が困難であらう。したがつて、原型は一種一面に限る必要はないわけである。二重の乳列を有する諸鏡式は、1—11の鏡式に乳列を増加したものとみなすことができるが、獸帶の細部の一致するものはまだ知られない。ただそれらが内區に六個以上の火焰形を有する型式に屬してゐることは、將來の研究のために注意しておく必要があらう。これらの諸鏡式のうちで、16の大和新山鏡一面を除けば、他はすべて仿製鏡であることに異論のないものである。しかも、それらのほとんどすべてが徑二一、二纏のきはめて近似した大きさをもつてゐることも注意すべき特色である。ただしその中で19・20の式は徑二四纏を越す點でも特殊なものである。

わが國の古墳から發見される三神三獸獸帶鏡の通性がかくの如きものであり、本銚子塚古墳出土の四鏡式もまたその埒外に出るをえないものであることが明かになつた以上、たとへ九州鑄鏡説を固執するとしても、その鏡作の工人たちはきはめて密接なる連絡を畿内その他の工人群との間に有したこと、あるひはその一部の移住して、なほ地方的な独自の鏡式を生むにいたるまでの作品とでも見るほかはないことは認めねばなるまい。これではもはや鏡の製作地をこの地方に求めることは、論證しえない一つの希望的想像にすぎなくなるのである。そのやうな方法を選んで推論するまでもなく、四世紀の糸島地方が、すでに畿内に追隨するやうな高度の文化を所有してゐたことは、以上の考察を通じて、別な反面から立證されてゐるのである。すなはち、畿内の同程度の規模の古墳においてすら、一、二面より發見されない場合も多い鏡鑑の、しかも畿内のそれと優劣をわかちがたい鏡式のものが、本銚子塚古墳には八面も副葬せられてゐるといふ事實、それがまづこ



第二十圖 同範鏡出土古墳相互關係一覽圖 Fig. 20.

の古墳の被葬者が、中央の文化といかに親縁な關係をもち、この地方の文化がいかに密接に畿内に直結されてゐたかを物語るにたるものであらう。しかも、再び肥前谷口古墳を引き合ひに出すならば、第二十圖に示すやうに、大和新山・大和佐味田の有名な二古墳から、豊前石塚山・豊前赤塚の二古墳を結んで、再び山城長法寺古墳にいたり、さらに美濃長塚古墳に連なる、相互に同範鏡を分有する古墳の系列の一部へ、本銚子塚古墳もまた肥前谷口古墳を経て接續してゐる事實もあるのである。この表に收録された同範鏡としては、仿製鏡のほかに舶載鏡をも含んでゐるが、同時に製作せられ、あるひはおそらく同時に將來されたであらう二面以上の同範鏡が、かくの如く九州と畿内その他との間において、分配して所持されたといふことは、少なくとも筑前や豊前の諸古墳をもつて代表される北九州の一部が、これらの諸鏡が國內を移動しつつあつた時期において、密接に畿内と結ばれてゐたことを示すものにほかならない。

註①梅原末治博士『歐米に於ける支那古鏡』（昭和六年）六「鐵鏡鍍金鏡及び方鏡の新資料」参照。

②梅原末治博士『日本考古學論攷』（昭和十五年）第八一圖（下）、後藤守一『古鏡聚英』上篇（昭和十七年）圖版第四二・二等に圖示されてゐる。

③梅原末治博士の調査による。

④梅原末治博士「上代鐫鏡に就いての一所見」（『考古學雜誌』第三四卷第二號、昭和十九年）参照。

⑤弘津史文『防長漢式鏡の研究』（昭和三年）。

⑥梅原末治博士を主査として、京都大學考古學教室が大阪府社會教育課と共同調査に當つた。

⑦後藤守一『漢式鏡』（大正十五年）六九九頁参照。

⑧後藤守一『漢式鏡』七二九頁参照。

⑨梅原末治博士「本邦古墳出土の同範鏡に就いての一・二の考察」（『史林』第三十卷第三號、昭和二十年）。

⑩藤井治左衛門「岐阜縣長塚古墳第三回發掘品報告」（『考古學雜誌』第十九卷第九號、昭和四年）には同種の三神三獸鏡が二面あると思はれる記述があるが、挿圖第五圖として掲げられてゐる二面の鏡の寫眞は、誤つて同一の寫眞を並置したものである。

⑪梅原末治博士『佐味田及新山古墳研究』（大正十年）。

⑫小林行雄「同範鏡による古墳の年代の研究」（『考古學雜誌』第三七卷第六號、昭和二十七年）参照。

なほ第二十圖に番號で示した同範鏡の鏡式は次の如きものである。

- 1 尙方作龍虎獸帶鏡
- 2 正始元年三角緣神獸鏡
- 3 「天王日月」唐草文帶四神四獸鏡
- 4 「天」「王」「日」「月」唐草文帶二神二獸鏡
- 5 「天王日月」四神四獸鏡
- 6 「天王日月」獸文帶三神三獸鏡
- 7 「天王日月」獸文帶三神三獸鏡
- 8 「天王」「日月」獸文帶四神四獸鏡
- 9 「天」「王」「日」「月」獸文帶三神三獸鏡
- 10 「長」「宜」「子」「孫」獸文帶三神三獸鏡
- 11 「君」「宜」「官」獸文帶三神三獸鏡
- 12 三神三獸獸帶鏡
- 13 三神三獸獸帶鏡（仿製）
- 14 三神三獸獸帶鏡（仿製）
- 15 三神三獸獸帶鏡（仿製）
- 16 三神三獸獸帶鏡（仿製）
- 17 三神三獸獸帶鏡（仿製）
- 18 三神三獸獸帶鏡（仿製）
- 19 吾作銘三神三獸獸帶鏡（仿製）
- 20 三神三獸細線獸帶鏡（仿製）
- 21 波文帶三神三獸鏡
- 22 尙方作二神二獸鏡（仿製か）

第四 後 論

一貴山村銚子塚古墳の遺構および遺物の上に示された特殊な性質については、すでに種々の角度から考察を試みた。そこにはなほ解決を將來に残した問題もあつたが、少なくとも本銚子塚古墳の調査によつて、古代の糸島郡地方における畿內的な古墳時代文化の開花期は、從來丸隈山古墳を論據として考へられてゐた五世紀中葉といふ年代^①から、一段遡つた四〇〇年前後に求めうることになつた。それは豊前國京都郡荊田町南原石塚山古墳のやうに、等しく鐵製素環頭大刀を出土してゐるとはいへ、石室の構造その他により多く畿内文化的特色を示し、また從來から九州におけるものとも古い時期の前方後圓墳の一つに數へられてゐるものに比べると、あるひはやや下るかもしれないが、筑前國宗像郡田島村上高宮古墳、福岡市姪濱町五島山古墳、筑前國筑紫郡二日市町武藏古墳などの、畿内文化的な圓墳が北九州の各地でも作られはじめた時期^②と、ほとんど大差のない年代であることが考へられるのである。換言すれば、九州の諸族長が畿内文化との交渉を古墳の築造といふ形で具體的に示しはじめた時期には、北九州でも特に筑前北邊の諸地方にまづその風が興り、しかもそれは筑前西端の糸島郡地方をも含んでゐたといふことになるのである。さらにここに舉げた筑前の諸古墳の中では、本銚子塚古墳のみが唯一の前方後圓墳であることに思ひをいたすならば、あるひは筑前では糸島郡地方がもつとも早く、畿內的な古墳文化を攝取したといふべきであるかも知れない。もし、畿内文化の側から見て、かうした事態の背後に能動的な意志が働

いてゐたとすれば、それはおそらく九州北岸の地域に重要な據點を掌握することによつて、瀬戸内海の航路を西に延長することを目的としたものであつたであらう。その航路がさらに朝鮮や中國へつづいてゐたことはいふまでもあるまい。大陸への距離の近さによつて、早くから大陸文化攝取の便宜を有し、特異な文化を生育させた糸島郡地方は、また畿内文化の受容に際しても、その間の距離のへだたりにもかかはらず、對外交通の要衝としての地理的有利さによつて、比較的早くその圏内に入つたことが認められるのである。

ひるがへつて『魏志倭人傳』の記載に考察を移すならば、三世紀代においてすでに樞要なる地位を確保してゐたと傳へられる伊都國の實態が、なほ考古學的には明かにすることのできない憾みがある。一部の論者が主張するやうに、邪馬臺國の所在を、考古學的には文化の空白地帯とも稱すべき中部九州の某地に求めるならば、あるひは伊都地方にもそれとの交渉を物語るべき同代の遺物遺蹟の何物をも見出しえないことが、不都合ではないことになるかも知れないが、それではもはや議論のための議論であつて、實證的な歴史學の論法とはいへぬであらう。とはいふものの、すでに徑百歩といふ大規模な古墳の營造が行はれたといひ、魏の銅鏡百面をも入手したと傳へて、まさしく古墳時代文化と見るにふさはしい状態が、すでに三世紀の中葉において畿内に現存してゐたといふ明證も、考古學的な正確さをもつては、實例によつて提示することはまだできない。そこに若干の推理を介在せしめて、邪馬臺國が大和であることを假定したとしても、その邪馬臺國にとつては海外通交のための重要な據點であつた伊都國地方に、畿内文化の印した足跡がなほ本銚子塚古墳の示す四〇〇年前後の年代に留まつて、それ以前に遡りえないかに見える事情については、一應

の辯明が必要であらう。

すでに述べたやうに、本銚子塚古墳出土の鏡鑑十面のうちには、作られたばかりの新品をそのまま副葬したかと思はれるほど手ずれのない八面の仿製鏡と、永年の傳世によつて鈕孔や圖文の磨滅した二面の舶載鏡とを含んでゐるばかりでなく、墓室への副葬に際しても、二面の舶載鏡が他の仿製鏡とは區別されて、より重要な品として取り扱はれたことが、その墓室内における配置の狀態から觀察されたのである。しかし、この事實を單に舶載鏡が特に重視せられてゐたといふ表現で理解することは、より重要な現象を見逃がすことになるおそれがある。たとへば、攝津國三島郡豊川村宿久庄・紫金山古墳において、竪穴式石室の内部から發見された十二面の鏡のうち、棺外に二群に分けて置かれてゐた十一面の三角縁神獸鏡の中には、仿製鏡のほかは若干の舶載鏡を含んでゐるにもかかはらず、そこに何等の差別的な取り扱ひが見られなかつたに對して、より年代の古い舶載の王莽鏡一面のみは、棺内に遺骸に近接して納置せられてゐたといふ事實がある。この場合にこの王莽鏡が貴重視せられた理由は、單にそれが中國の製品であるからといふためではなく、ほぼ三世紀の永きにわたつて、わが國で傳世せられた鏡であつたといふ特殊な意義によるものと解釋すべきことは明かである。かうした實例をもつて本銚子塚古墳の場合を考へるならば、ここでもまた二面の漢中期の舶載鏡が副葬品中で特殊な取り扱ひをうけた原因は、それが傳世せられたものであつたといふことに重點をおいて見るべきものであることは動かないであらう。もとより本銚子塚古墳の場合には、また數世紀にわたる傳世の期間が、この地方で繼續して經過された場合のほかに、古墳文化の中心地たる畿内で保持されて、やや後代に北九州に移轉せられたこともな

つたとはいひきれない。しかしまた、なほそれが多數の仿製鏡とは區別して取り扱はれてゐるといふ理由は、ただ畿内の主權者からの贈與物であつたからといふやうな意味のほか、銚子塚古墳の被葬者自身にとつても、若干の所持の歴史があつたはづである。

そもそも北九州において彌生式土器を使用した甕棺から多數の中國製鏡が発見される場合には、確實な資料のみについていへば、須玖や三雲の如く前漢代の諸鏡を主とする例と、鑓溝や櫻馬場の如く漢中期の方格規矩鏡類に限られてゐる例とがあつて、當時入手せられた鏡鑑がはなはだしく時を経ずに副葬せられたために、個々の遺蹟において年代差をあらはす結果になつてゐることと、特に後者の場合にそれ以前の傳世鏡を含まないことから、これらの人々の間にはなほ鏡の傳世に關する風習が確立せられてゐなかつたことが、一般に認められてゐるのである。したがつても、銚子塚古墳の場合に、二面の舶載鏡の傳世がある期間にもせよ九州のこの地方で行はれたものであつたとすれば、それは彌生式時代の甕棺墓を通じてわれわれのすでに知つてゐるやうな風習とは少しく異つて、むしろ畿内的なともいへる生活が、銚子塚古墳の營造以前にこの地に存在したことになるであらう。『魏志倭人傳』によつて指示された三世紀の伊都國の文化狀態への接近は、かうした觀點から一つの可能性を與へられることになるのである。

これを要するに、本銚子塚古墳の調査の結果が、糸島郡の古代史における暗黒時代を、丸隈山古墳によつて代表せられる五世紀中葉以前に、少くとも約半世紀以上にわたつて縮めえたことは、なほ同地方に残る未調査の古墳の研究によつて、將來さらに埋もれた歴史の發掘が完成されて行くことを期待させるにたるものであらう。しかりとすれば、本古墳の調査は、單に上代の墓制の研究上

に確實な資料の一例を加へたといふにとどまらず、日本古代史學の上に一つの轉換をもたらす緒になりうるのではないかと、ひそかに思ふのである。

(昭和二六年十二月)

註①小林行雄「古墳時代における文化の傳播(上・下)」、『史林』第三三

卷第三號・第四號、昭和二五年。

②小林行雄「邪馬臺國の所在論について」、『ヒストリア』第四號、昭和

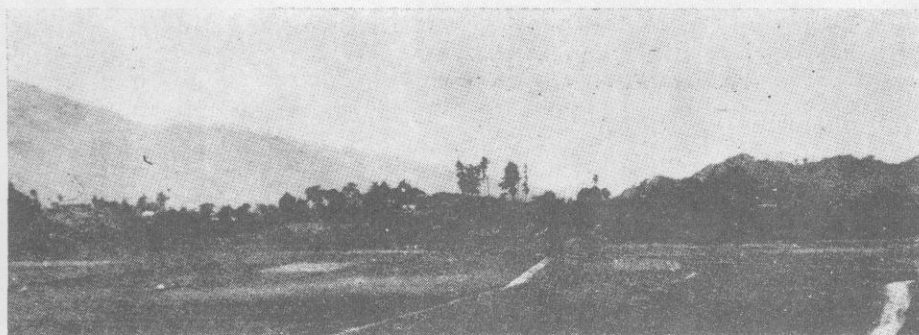
二七年。



第二十一圖

Fig. 21.

銚子塚古墳竪穴式石室北側外壁の構造



銚子塚古墳遠望

(有光教一氏寫眞)

圖 版

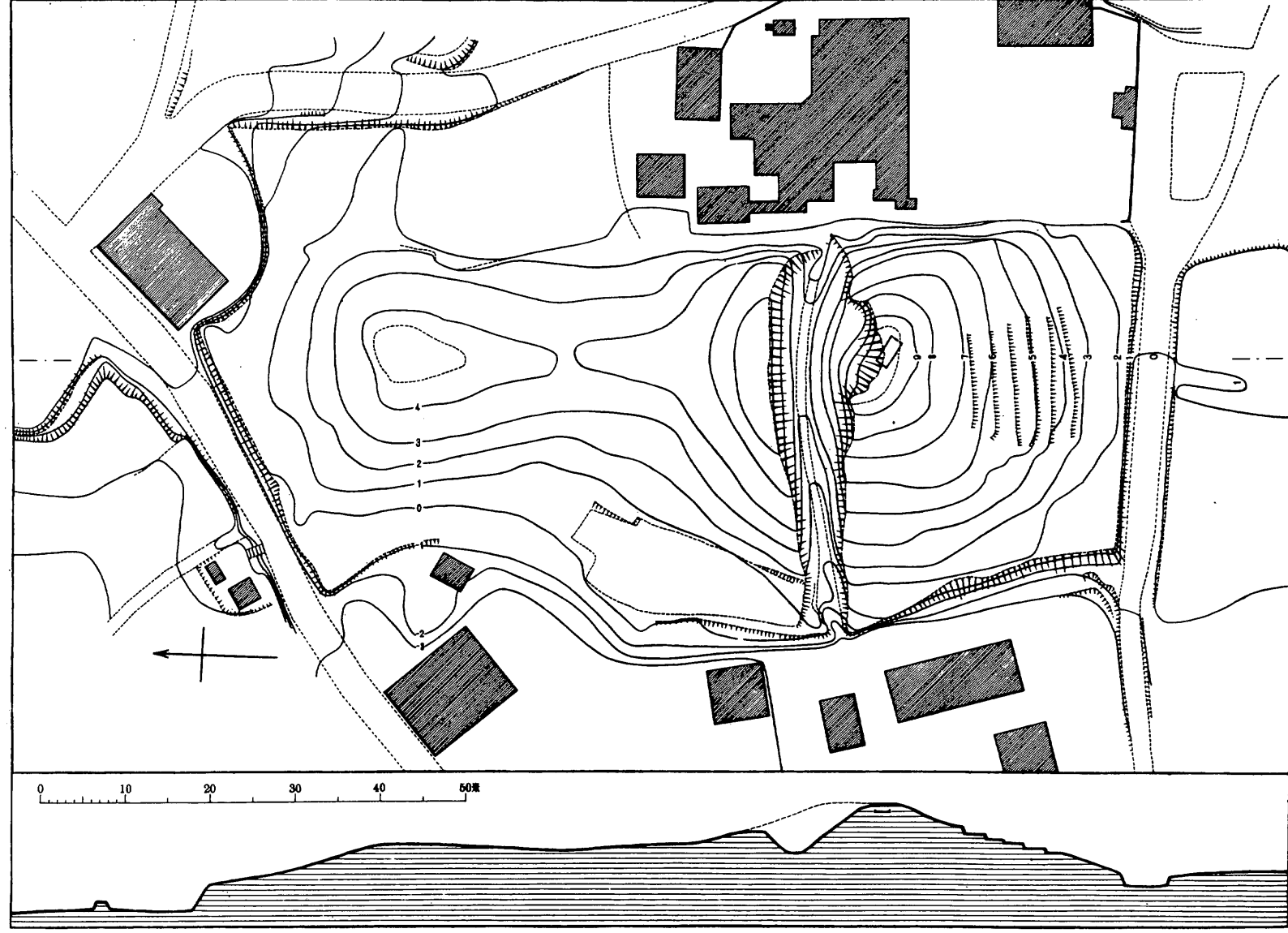
PLATES

圖 版 第 一 遺 蹟 外 形
PL. I. Mound seen from the West



西方より見た銚子塚古墳

圖 版 第 二 遺 蹟 外 形
Pl. II. Plan and Section of the Mound



銚子塚古墳外形現狀實測圖

(有光・森・小林實測)

圖 PL. III. Two Views of the Stone Chamber

版
第三
遺
蹟
石
室



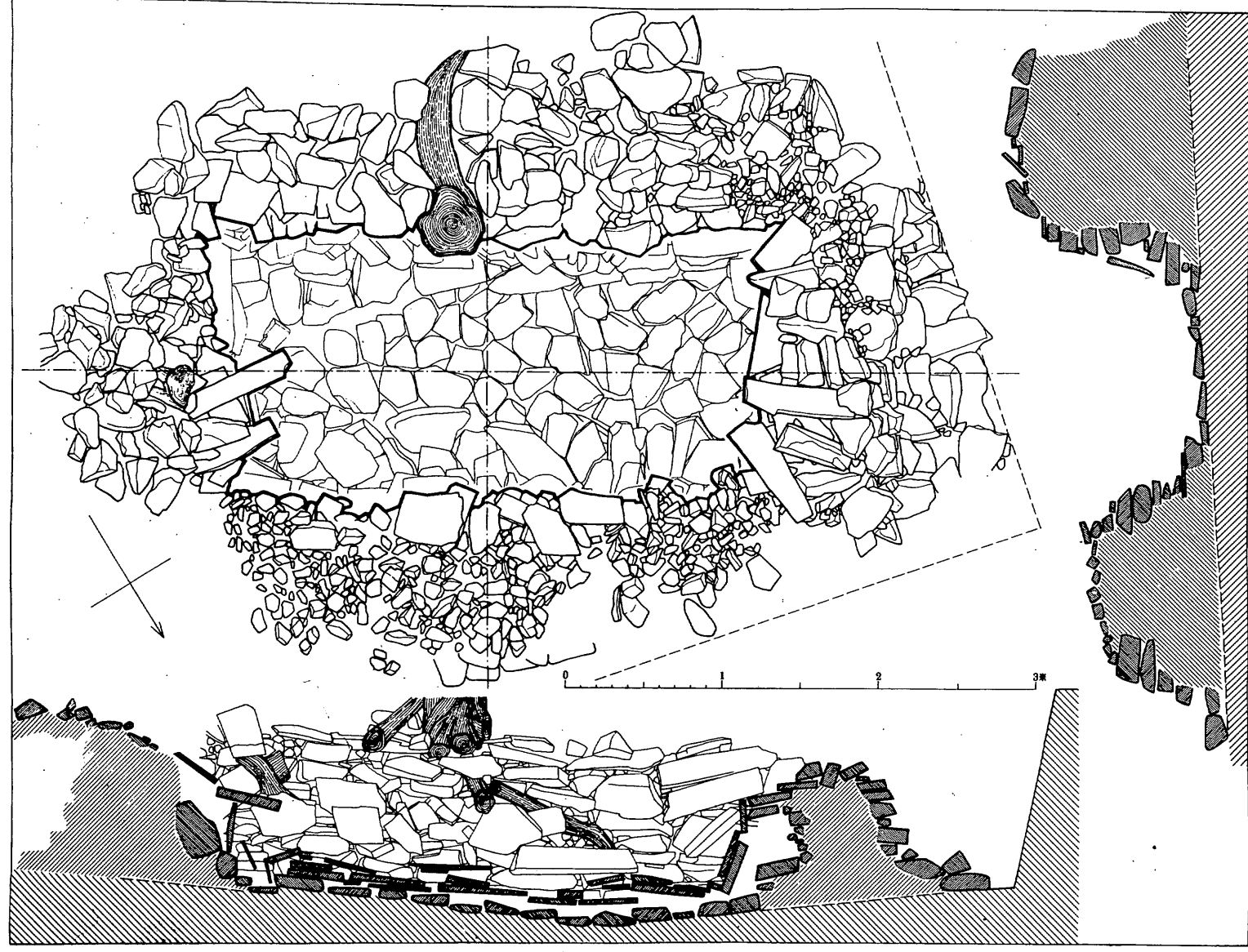
(1) 竪穴式石室内に天井部板石の落下してゐる状態



(2) 竪穴式石室の底部の石敷をあらはした状態

圖 版 第 四 遺 蹟 石 室

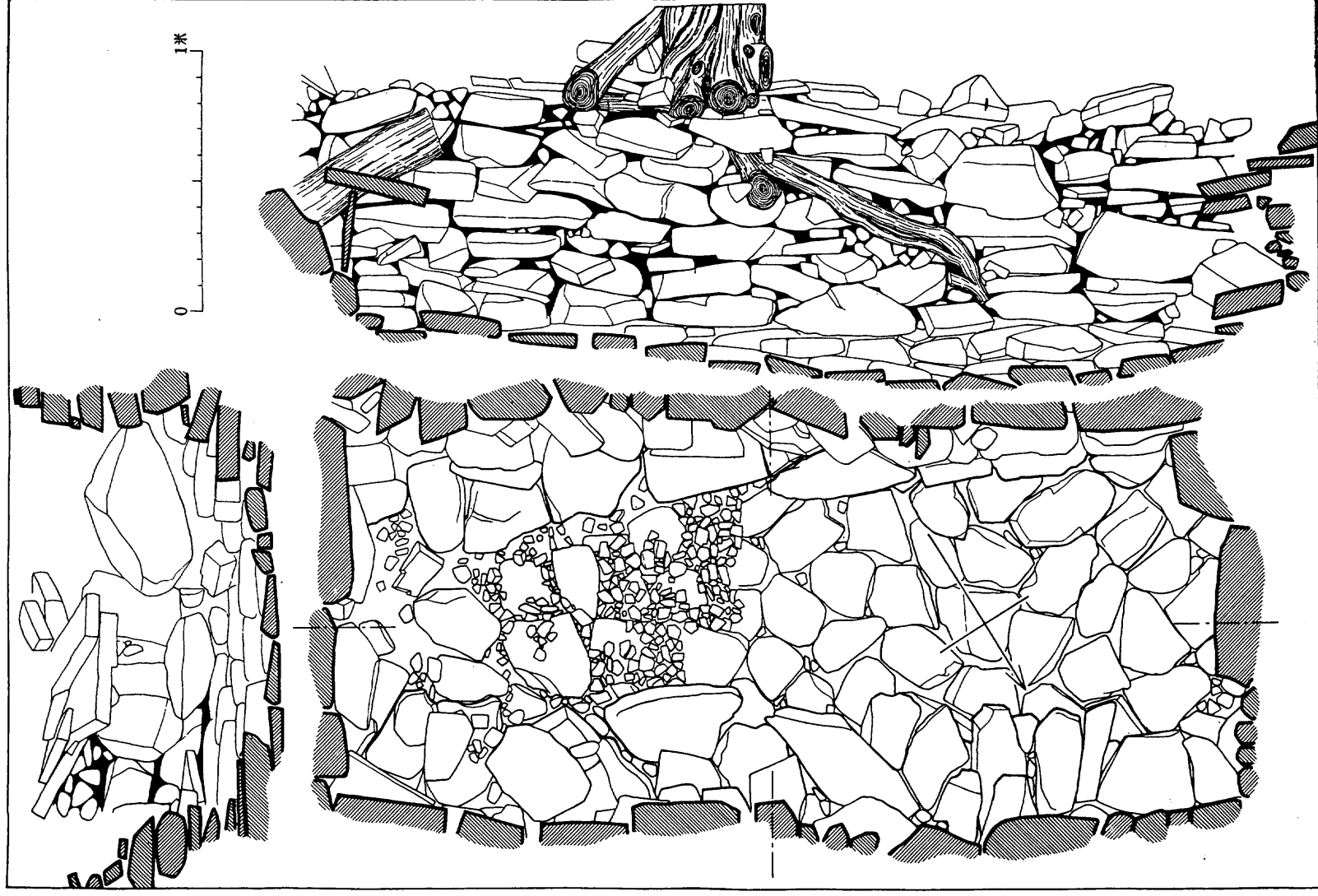
PL. IV. Plan and Section of the Stone Chamber



鏡子塚古墳竪穴式石室實測圖

(森・小林實測)

Pl. V. Plan and Section of Interior of the Stone Chamber



銚子塚古墳竪穴式石室内部實測圖

(小林實測)



銚子塚古墳堅穴式石室內遺物出土狀態

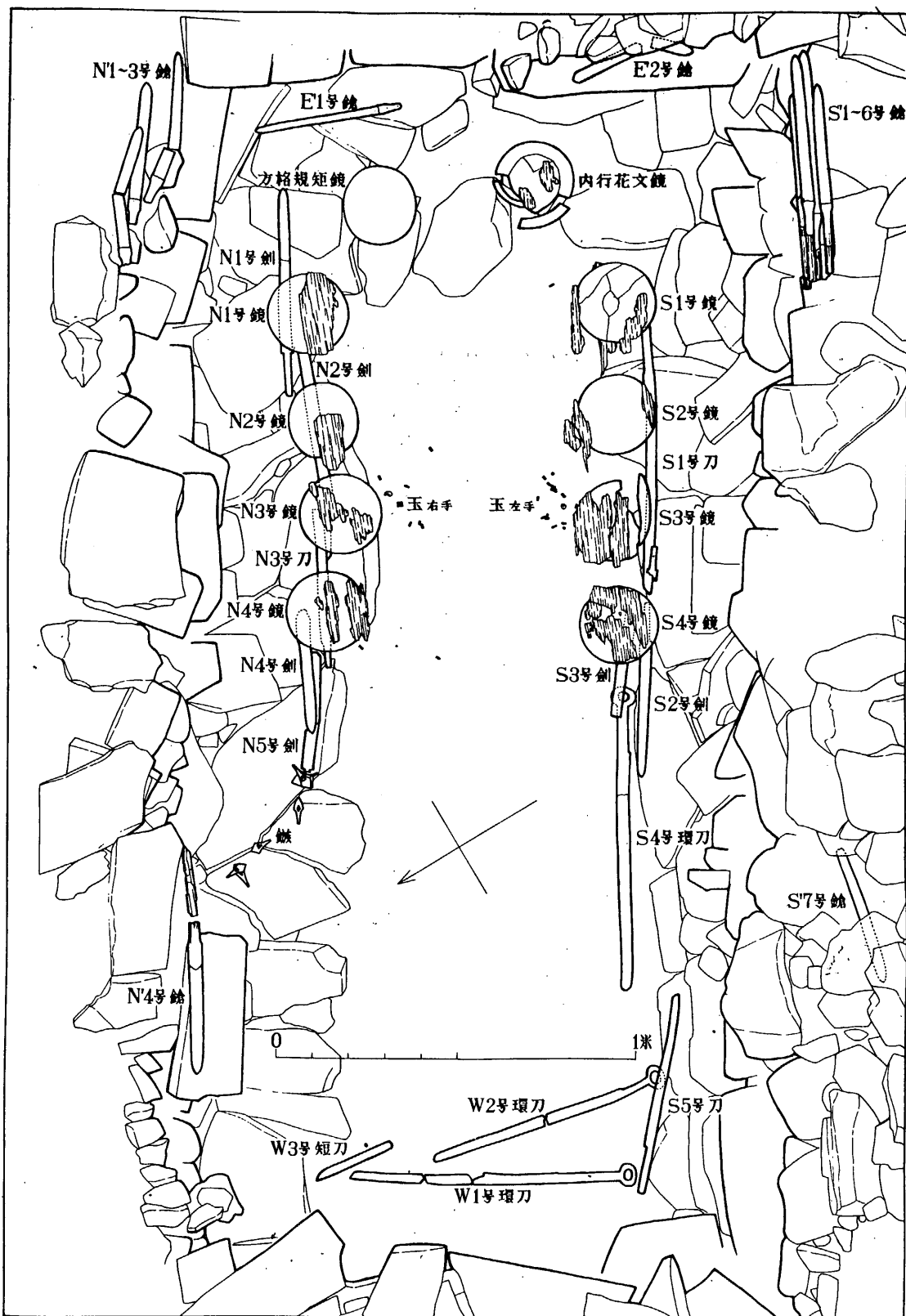


(1) 竪穴式石室内刀剣出土状態



(2) 竪穴式石室西半部の敷石をあらはした状態

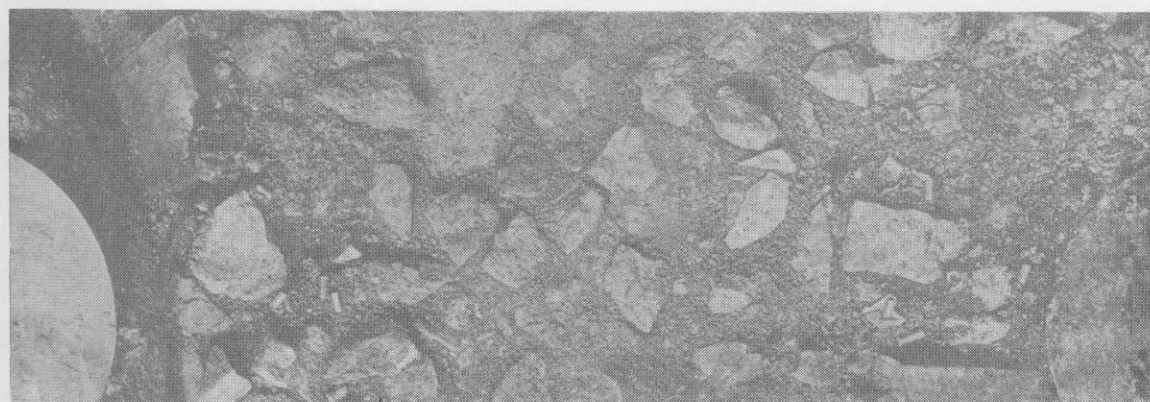
PL. VIII. Plan Showing the Arrangement of the Buried Objects



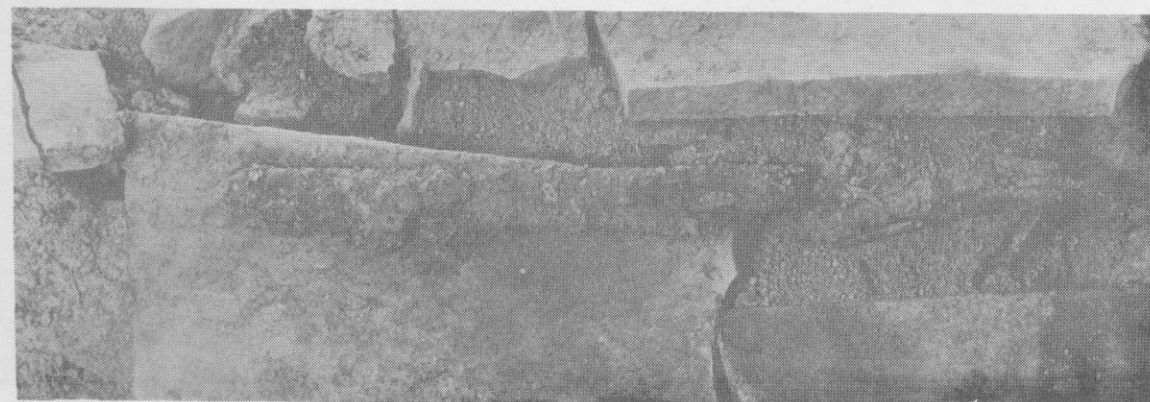
銚子塚古墳堅穴式石室の内外における遺物配置圖



(1) 竪穴式石室内における鏡および玉類の出土状態



(2) 同上玉類出土状態



(3) 石室外における鎧の出土状態



(1) 竪穴式石室南壁に天井部板石の附着してゐる状態



(2) 清掃後の竪穴式石室南壁



(1) 墓石を露出させた竪穴式石室全景



(2) 竪穴式石室西側外壁の構造



(1) 鑲金方格規矩四神鏡

徑二・二釐



(2) 長宜子孫內行花文鏡

徑二・七釐

PL. XIII. Two Bronze Mirrors, Cast in the Same Mould

(1) 三神三獸帶鏡 (N 2 号鏡)



徑二・二種

(2) 三神三獸帶鏡 (S 4 号鏡)



徑二・二種



(1) 三神三獸獸帶鏡 (N1号鏡)

徑二・二種



(2) 三神三獸獸帶鏡 (S1号鏡)

徑二・七種

圖版第十五 遺物鏡

PL. XV. Two Bronze Mirrors, Cast in the Same Mould

(1) 三神三獸帶鏡 (N4 号鏡)



徑三・〇釐

(2) 三神三獸帶鏡 (N3 号鏡)





(1) 三神三獸帶鏡 (S2号鏡)

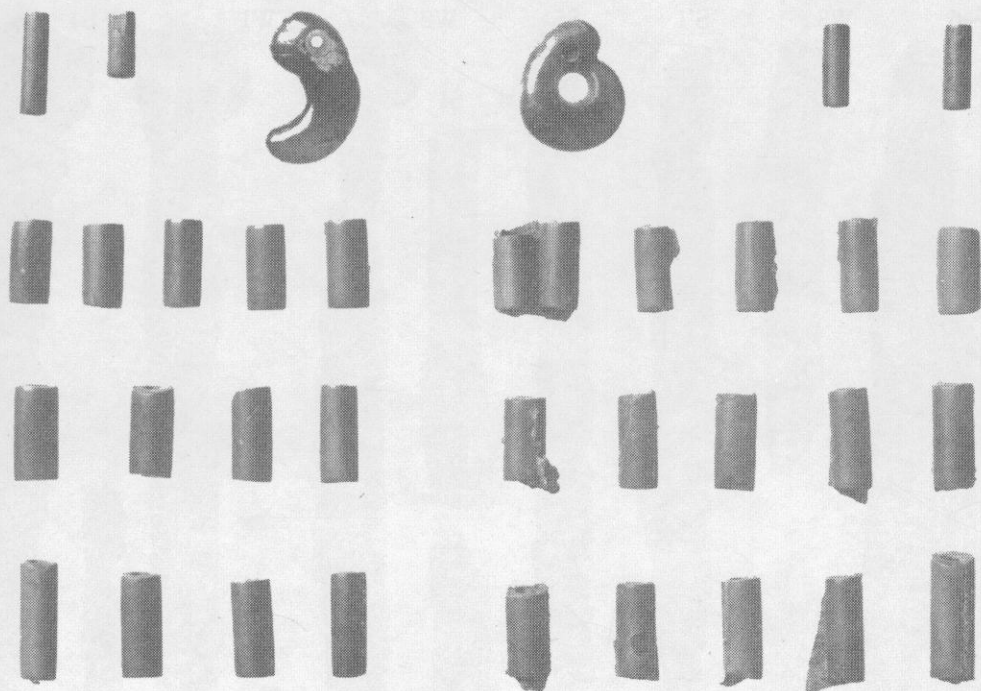
徑二二・〇釐



(2) 三神三獸帶鏡 (S3号鏡)

徑二二・〇釐

版
第七
遺
物
玉・鐵
鏃



右手頸飾玉

左手頸飾玉

(1) 勾玉及管玉

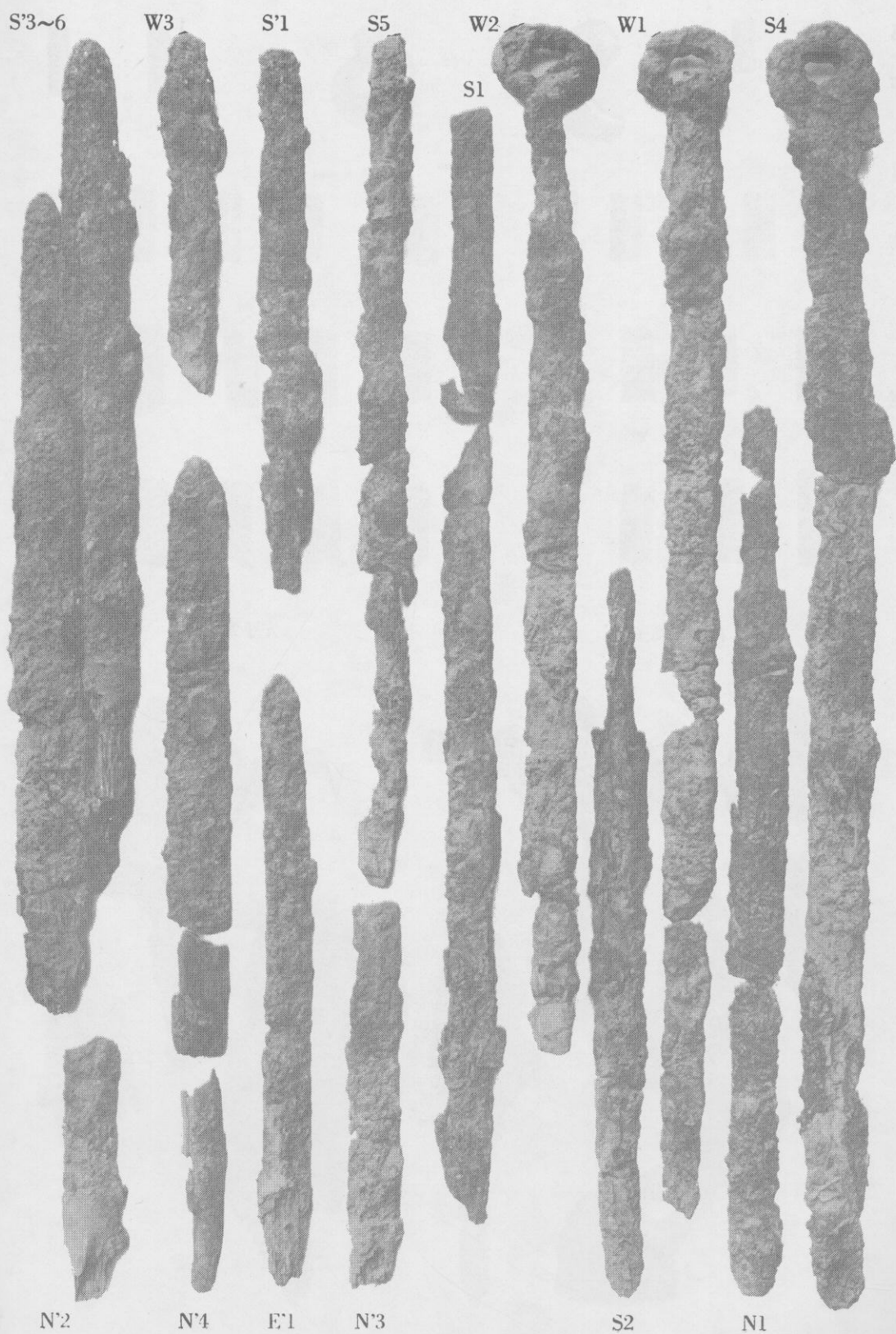
(實大)

(2) 鐵鏃



圖 PL. XVIII. Iron Swords and Spear-Heads

版
第一八
遺
物
刀
劍
類



鐵製素環頭大刀・鐵刀・鐵劍・鐵鎗

贈

呈

福岡県文化財資料集刊行会

昭和二十七年三月三十日 発行

福岡県教育委員会

昭和五十四年九月一日 覆刻

福岡県文化財資料集刊行会

〒812 福岡市東区箱崎二丁目五十二〇

電話 ○九二(六五二) 二六八八

振替口座 福岡二六八五六